

# 予算決算委員会文教厚生分科会 会議録

日 時 令和3年9月22日(水)

午前10時00分開会, 午後16時25分閉会

場 所 第1委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

①認定第1号 令和2年度土浦市歳入歳出決算の認定について～一般会計歳出中第3款(民生費)ただし第1項(社会福祉費)中第7目(消費者行政費)を除く, 第4款(衛生費)中第1項(保健衛生費), 第9款(教育費), 第11款(災害復旧費)中第4項(厚生関係災害復旧費), 特別会計(国民健康保険特別会計, 後期高齢者医療特別会計, 介護保険特別会計), 実質収支に関する調書(国民健康保険特別会計, 後期高齢者医療特別会計, 介護保険特別会計)

4 閉 会

出席委員(8名)

委員長 下村 壽郎

副委員長 奥谷 崇

委 員 田子 優奈

委 員 目黒 英一

委 員 矢口 勝雄

委 員 塚原 圭二

委 員 鈴木 一彦

委 員 福田 一夫

欠席委員(なし)

説明のため出席した者(23名)

教育長 入野 浩美

教育部長 望月 亮一

参事	菊地 正和	
教育総務課長	藤井 徹	
学務課長	田中 裕之	
生涯学習課長	佐賀 憲一	
図書館長	武藤 知子	
博物館副館長	木塚 久仁子	
スポーツ振興課	大橋 博	
文化振興課長	中澤 達也	
指導課長	長谷川 清美	
学校給食センター長	寺崎 敏彦	
上高津貝塚ふるさと歴史の広場考古資料館副館長	黒澤 春彦	
保健福祉部長	塚本 哲生	
社会福祉課長	福原 守	
障害福祉課長	小池 政幸	
高齢福祉課長	塚本 浩幸	
国保年金課長	元川 宏	
健康増進課長	水田 和広	
こども未来部長	加藤 史子	
こども政策課長	菊田 宏巳	
こども包括支援課長	中川 光美	
保育課長	野中 佑起男	

事務局職員出席者

主 幹 鈴木 優大

傍聴者（なし）

○**下村委員長** おはようございます。定刻になりましたので、予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。本日はコロナ対策のため関係部署以外は第3委員会室に待機しておりますので、途中入れ替えを行いますのでご了承ください。委員の皆さんにお願いです。本日は決算の審査となります。決算書に記載の事業や金額等への質問になるようお願いします。また審査の中で、委員長報告の中に意見として入れたい事項がありましたら、発言をする時に意見として入れたいとお願いいたします。それでは早速審査に入ります。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費から第4目つくし

の家管理運営費まで執行部の方から説明願います。

○福原社会福祉課長 歳入歳出決算書の150, 151ページをお開きください。3款民生費になりますが、民生費全体の執行率は97.1パーセント、1項社会福祉費の執行率は97.9パーセントとなっております。それでは、1目社会福祉総務費から順次御説明させていただきます。社会福祉総務費につきましては、福祉関係職員の人件費、社会福祉センター、新治総合福祉センターの指定管理者指定管理料、社会福祉協議会への補助金、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計への繰出金等が主なもので、執行率は96.9パーセントでございます。150ページの補正予算額につきましては、主に新型コロナウイルス感染症対策事業に伴う増額補正及び特別会計繰出金等を増額補正したものでございます。151ページにお戻りいただき、2節給料から4節共済費につきましては、福祉関係職員41人分の人件費でございます。12節委託料につきましては、社会福祉センター、新治総合福祉センターの指定管理者指定管理料、団体に福祉事業を目的に利用することができる、福祉バス運営委託料及び土浦型地域包括ケアシステムでありますふれあいネットワークを拡充して取り組みます、地域力強化推進事業、多職種多機能の相談支援体制を構築する多機関の協働による包括的支援体制構築事業を、土浦市社会福祉協議会に委託して実施しております。13節使用料及び賃借料につきましては、行旅死亡人等の遺体搬送のための霊柩車借上料と斎場使用料、戦没者追悼式の会場借上料等でございます。14節工事請負費につきましては、新治総合福祉センターの脱衣所壁及び排煙オペレーター交換工事費用でございます。なお、繰越明許費は、総合福社会館並びに新治総合福祉センターのトイレ改修工事費用となっております。153ページをお願いします。18節負担金補助及び交付金の補助金につきましては、備考欄の下から3番目、土浦市遺族会運営事業補助金は、茨城県遺族会連合会の支部として、恒久平和の実現を図るための啓発活動に対する運営補助金となります。次の、民生委員協議会運営補助金は土浦市民生委員児童委員協議会連合会へ、また、その下の社会福祉協議会補助金は、土浦市社会福祉協議会職員21人、再雇用職員1人、嘱託職員3人分の人件費及び各種福祉事業経費に対する補助金となります。19節扶助費につきましては、土浦市災害見舞金等支給条例に基づき、火災、風水害等の災害を受けた方に対する見舞金でございます。全焼3件、半焼1件分の見舞金でございます。24節積立金につきましては、寄付金及び銀行利子を社会福祉事業基金に積み立てたものでございます。27節繰出金につきましては、国民健康保険特別会計ほか、2会計への繰出金でございます。1目の説明は以上でございます。

○元川国保年金課長 2目国民年金事務費につきまして、御説明いたします。資料は、152ページ、153ページ、あと154ページの上段まででございます。国民年金事務費は、国からの法定受託事務等に係る経常的な経費で、人件費が主なものでございます。執行率は98.1パーセント、決算額は前年度比でマイナス201万1,042円、5.2パーセントの減となっております。減額となった主な理由は、人事異動に伴う職員構成の変更等による人件費の減でございます。12月議会で減額補正を行っております。説明は、以上でございます。

○小池障害福祉課長 154, 155ページをお願いいたします。3目障害福祉費でございます。障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスや各種福祉手当等の費用が主なものでございます。執行率は97.9パーセントとなっております。補正予算額につきましては、主に、障害福祉サービスの利用増に伴う扶助費の増額補正と、令和元年度分の国庫負担金等の額の確定に伴う返還金について、増額補正を行ったものでございます。それでは、歳出の主なものにつきまして説明いたします。1節報酬につきましては、障害者介護認定審査会委員10名、手話通訳者1名、会計年度任用職員3名分の報酬でございます。7節報償費につきましては、こころの相談実施に係る精神科医師1名、身体知的障害者相談員5名、土浦市自立支援協議会委員13名、障害者計画策定会委員16名の謝礼などが主なものでございます。11節役務費につきましては、自立支援給付費支払事務手数料等が主なものでございます。12節委託料につきましては、障害者総合支援法に基づく生活介護事業を実施する、障害者自立支援センターの指定管理料ほか12件の委託料で、主に、障害福祉サービスの提供に係るものと、障害者計画策定業務委託料となっております。156, 157ページをお願いします。18節負担金補助及び交付金のうち、放課後等デイサービス利用者補助金は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための小中高等学校への臨時休業要請に伴い、保護者が就労等で日中不在となる児童がいる世帯において、放課後等デイサービスの利用が増加することによる利用者負担の増加分について補助をおこなうものでございます。9月議会で増額補正し対応いたしました。19節扶助費につきましては、各種福祉手当や障害福祉サービスに係る給付費などが主なものでございます。前年度対比で6.3パーセント増となっております。増加の理由といたしましては、備考欄下から6番目からの介護給付費、訓練等給付費、障害児給付費の利用人数や利用回数等の増加が主な要因となっております。158, 159ページをお願いします。22節償還金利子及び割引料につきましては、令和元年度分の国庫負担金等が、給付実績に基づき額が確定したことに伴う返還金でございます。続いて4目つくしの家管理運営費でございます。補正予算につきましては、主に、人件費について増額しております。執行率は96.9パーセントとなっております。主なものを説明いたします。1節報酬につきましては、嘱託医1人分及び会計年度職員15人分の報酬でございます。7節報償費につきましては、歯科健診時の歯科医師及び歯科衛生士への謝礼でございます。8節旅費につきましては、会計年度任用職員の通勤手当相当分の交通費でございます。10節需用費のうち、修繕料につきましては、施設の雨漏り修繕と、建物の消防検査を受けた際に、誘導灯の点灯不備の指摘を受けたことから修繕を行ったものでございます。12節委託料につきましては、備考欄記載のとおり施設の維持管理に係る定例的業務委託6件でございます。160, 161ページをお願いします。14節工事請負費につきましては、先ほど10節需用費修繕料でお話ししました、建物の消防検査の際に、誘導灯増設の指導を受けたことから、予備費を充用し、誘導灯を1基増設したものでございます。説明は以上です。

○下村委員長 ありがとうございます。ただいままでの説明について、御質疑等がございますか。

○鈴木委員 151ページの福祉バス運営委託料がありますけれども、これは当初の予算よりは、執行した金額というのが大分減っている形ですか。それとも、額面どおりできていますか。

○福原社会福祉課長 福祉バスの運用のお話でございますが、やはりコロナ感染症の影響でかなり利用率は減っております。参考までに令和2年度の利用件数が10件ということで、ほぼほぼ使われていない状態です。説明は以上です。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 ないようですので、次に移ります。第5目老人福祉費から第6目医療福祉費、第8目後期高齢者医療給付費から第11目特別定額給付金給付事業費まで執行部よりお願いします。

○塚本高齢福祉課長 決算書の160、161ページをお願いいたします。5目老人福祉費でございます。高齢者福祉サービスや高齢者の生きがいづくり、老人福祉センターの管理運営など、高齢者福祉に要する費用となります。執行率につきましては、74.9パーセントでございます。補正予算8,219万8,000円につきましては、6月議会に2件、12月議会に2件、1月に専決処分したものが1件、そして3月議会に3件の計8件でございます。6月議会での2件の補正予算は、荒川沖地区の介護事業所が行う施設整備並びに開設準備に対する補助金で、県からの内示があったことから、補正予算を計上いたしております。12月議会での2件は、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、老人福祉センターなど、高齢者が利用する施設へ配置する消毒液や、マスクなどを購入するための経費及び茨城県の補助事業で、在宅医療サービスの基盤整備に対する助成で、訪問看護事業所が訪問用の車両の購入の申請に対し、県から内示がありましたので、12月議会に補正予算を計上したものです。1月に専決処分いたしました補正予算は、早急に対応する必要があった、ふれあいセンターながみねのエアコン更新工事のための補正でございます。3月議会での補正は、新型コロナウイルス感染症対策のためのものが2件、また、居宅サービスの利用に対する扶助費の補正が1件でございます。予備費支出及び流用増減170万4,000円につきましては、緊急の修繕があり、予備費を充用して老人福祉センターの修繕を行っております。それでは、歳出の主なものにつきまして、御説明させていただきます。7節報償費につきましては、金婚をたたえる集いに出席された84組に対する記念品や、100歳を迎えられた方への祝金などがございます。10節需用費の消耗品費につきましては、先ほど12月の補正予算のところでも説明いたしましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、老人福祉センター等に消毒液やマスクなどを配置するための購入費用でございます。修繕料につきましては、老人福祉センターやふれあいセンターながみねの施設設備等の修繕料で、当初の予算額を上回ったことから、予備費からの充用、または流用により対応してございます。12節委託料です。備考欄に記載のとおり、老人福祉センター湖畔荘、うらら、つわぶき、ふれあいセンターながみねの指定管理者指定管理料などが主なものとなります。162、163ページをお願いします。13節使用料及び賃借料につきましては、概ね

65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象にした、緊急通報システム機器の借上げ料や金婚をたたえる集いの会場使用料でございます。14節工事請負費につきましては、老人福祉センター湖畔荘のPAS更新工事でございます。繰越明許費につきましては、1月の補正予算専決処分のところでも御説明いたしました、ふれあいセンターながみねのエアコン更新工事のほか、老人福祉センター湖畔荘及びつわぶきのトイレ洋式化と蛇口の交換工事につきまして、年度内に工事が終了できないことから、令和3年度へ繰越したものでございます。18節負担金補助及び交付金の補助金につきましては、高齢者クラブ、シルバー人材センター、社会福祉協議会等への補助金のほか、先ほどの補正でも御説明いたしました、老人福祉施設開設準備経費への補助金や、訪問看護事業所の車両の購入に係る補助金等が主な支出となります。なお、繰越明許費につきましては、老人福祉施設の施設整備に対する補助金で、工事の遅れに伴い、年度内に執行できなくなったことから、令和3年度へ繰越したものです。19節扶助費につきましては、164、165ページをお願いします。備考欄記載のとおり、養護老人ホーム入所者3名分の措置費、低所得者が居宅介護サービスを利用した際に、自己負担額の2分の1を助成する居宅介護サービス利用者負担額助成費、のりあいタクシー利用者の年会費を助成する高齢者移送サービス利用助成費などが主なものでございます。説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○元川国保年金課長 6目医療福祉費でございます。小児、ひとり親家庭、妊産婦、重度心身障害者等に対する医療福祉費支給制度マル福に係る経費でございます。前年度との変更点といたしましては、小児のマル福について、令和2年10月診療分より、市単独による助成対象を高校生相当年齢の外來まで拡大するとともに、所得制限を撤廃いたしました。執行率は83.6パーセント、決算額は前年度比較でマイナス1億137万9,929円、10.3パーセントの減となっております。令和2年度受給対象者数は2万5,214人、前年度比でプラス61人、0.2パーセントの増となっております。1節報酬から8節旅費までは、マル福を担当する会計年度任用職員4名分の人件費でございます。11節役務費は、県国保連合会と社会保険診療報酬支払基金に対する診療報酬明細書、レセプトの審査手数料でございます。12節委託料は、医療福祉費連名簿データ提供委託料で、県内市町村が県国保連合会に委託しているマル福の審査支払事務に係る共同電算処理経費でございます。19節扶助費は、マル福により医療費の自己負担分を助成するもので、県と市で2分の1ずつ負担する県制度のマル福と、市で全額を負担する市単独分のマル福があり、備考欄記載の区分により助成しているものでございます。166ページ、167ページをお願いいたします。8目後期高齢者医療給付費でございます。後期高齢者医療給付費は、後期高齢者医療制度を運営する茨城県後期高齢者医療広域連合への負担金でございます。執行率は99.6パーセント、決算額は前年度比でプラス85万1,172円、0.1パーセントの増となっております。18節負担金補助及び交付金でございます。備考欄1行目に記載の後期高齢者医療広域連合市町村負担金は、広域連合の人件費や事務経費等に対する負担金、また、その下の後期高齢者医療給付費市町村負担金は、医療給付費に係る負担金でございます。なお、前者につき

ましては、年度当初予算に不足が見込まれたことから、6目医療福祉費、19節扶助費より流用しております。説明は、以上でございます。

○**福原社会福祉課長** 続きまして、9目生活困窮者自立支援事業費でございます。本事業は、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなる恐れのある生活困窮者に対して、生活保護に至る前の段階から、支援を行い自立の促進を図るもので、執行率は87.2パーセントでございます。補正予算額につきましては、扶助費と国庫負担金返還金を増額補正しております。167ページを御覧ください。1節報酬、3節職員手当等は、就労支援員1名の嘱託員報酬です。12節委託料は、必須事業であります生活困窮者自立相談支援事業で、相談窓口の設置、相談支援員、就労支援員の配置、住居確保給付金の申請受付業務を社会福祉協議会へ委託しております。19節扶助費は、住居確保給付金事業で、離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、家賃補助を行うものであります。当初予算にて、28世帯を見込んでいましたが、申請者世帯の増加により、6月議会にて増額補正を行っております。22節償還金利子及び割引料は、令和元年度国庫負担金の精算による返還金で、3月議会において、増額補正を行っております。9目の説明は以上でございます。169ページをお願いします。続きまして、10目プレミアム付商品券事業費は、令和元年10月の消費税、地方消費税率引上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を下支えするため、低所得者、子育て世帯主向けにプレミアム付商品券を発行したものです。国の予算の関係から、事業費は繰越事業費となり、令和2年3月に商品券を使用された分につきましては、4月に換金を行うことから、その清算に伴う費用を2年度事業として実施いたしております。12節委託料は、商品券の使用期限が令和2年3月末までとなり、3月に使用され店舗からの請求による換金が3月末で終了しないため、土浦商工会議所に換金業務を委託しているプレミアム付商品券事業委託料となります。18節負担金補助及び交付金は、プレミアム付商品券事業補助金について、商品券を使用した店舗等からの請求に対する換金業務を土浦商工会議所に委託しており、換金のための原資補助でございます。22節償還金利子及び割引料は、当該事業の補助金の返還金となっております。10目の説明は以上でございます。続きまして、11目特別定額給付金給付事業費についてご説明いたします。事業内容につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、市民全員に1人当たり10万円の特別定額給付金を支給するもので、全額国庫補助となります。支給実績でございますが、支給対象者14万1,780人に対し、14万1,318人に給付を行い、給付率は99.67パーセントとなっております。主な支出といたしましては、11節役務費は、申請書等発送の際の郵便料と給付金振込の際の振込手数料となります。12節委託料は、システムの電算業務委託料と受付及びデータ入力等の事務補助員の人材派遣委託料となっております。13節使用料及び賃借料は、コロナ感染症予防対策として、受付室に設置いたしました空気清浄機の借上料となっております。18節負担金補助及び交付金は、特別定額給付金の支給原資となります。11目の説明は以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。これまでの説明で、御質問等はございますか。

○奥谷副委員長 おはようございます、よろしく願いいたします。164ページ、165ページに戻らせていただきます。6目医療福祉費の19節扶助費、こちらの中で不要額が約1億6,600万円出ておりますけれども、この内容の内訳について御説明をお願いいたします。

○元川国保年金課長 こちらは、通常ですともうちょっと医療費が掛かる見込みだったんですけれども、一概には言えませんが新型コロナウイルス感染症とかの受診控えですとか、あるいは、その感染対策をしたことで、例えばインフルエンザのまん延がなかったとかそういった事情によりまして、受診控えとかも含まれると思うんですけれども、予定していた扶助費に不用額が出たということで、具体的に内訳というのは特にございません。以上でございます。

○奥谷副委員長 特に大きく目立ったところは、特段ないという認識でよろしいのでしょうか。

○元川国保年金課長 こちらの項目ごとに分析してみますと、対前年度で増えている部分というのもございます。先ほど申し上げた、高校生まで拡大した部分も含まれるのですけれども、小児全体では前年度比で減っているにもかかわらず、市単独の部分は対前年度比で10パーセント程度増加しております。あと増加しているのが、母子の部分も増加。それ以外は、軒並み対前年度比で減少という状況でございます。

○福田委員 老人福祉費なんですが、執行率が70パーセント台というのはどういう訳なのでしょう。

○塚本高齢福祉課長 執行率が低い理由につきましては、繰越明許費が6,685万5,200円ということで、工事関係が遅れのものがあります。そういった関係で、執行率が低くなっているものでございます。

○福田委員 工事というのはどこの工事でしょうか。

○塚本高齢福祉課長 工事につきましては、6月議会で補正いたしました荒川沖地区の介護事業所に対する補助金。それから、老人福祉センターのトイレ洋式化、蛇口の交換工事、ながみねのエアコン設置工事。こういったものが、遅れ等によるものでございます。

○矢口委員 168、169ページのプレミアム付商品券事業費について伺います。こちらは、買っていただく方ではなくて全額支給だったと思うんですけれども、実際に使われた率というのを教えていただけますか。

○福原社会福祉課長 こちらのプレミアム付商品券事業なんですが、引換えに伴いまして2万円お支払いいただきまして、2万5,000円の商品券を購入していただくというような制度になっております。実際に、引換えに伴いまして500円の10枚つづりの券。そちらを1枚4,000円。5,000円相当の金額なんですが、4,000円でお売りしまして、2万円で5セットまで買えるというようなところで販売いたしました。販売につきましては、人数ではなく冊数になるんですが3万3,607冊をお買い求めいただきまして、実際の該当者から割り出した冊数が最大14万910冊ということで、

それが5冊というような算定をいたしますと、23.8パーセントの販売率となっております。説明は以上です。

○矢口委員 同じページの特別定額給付金の件なのですが、こちらは99.67パーセントということで、ほとんどの方が受給されたということだと思っておりますが、コストの部分でお伺いしたいのですが、1人に10万円給付するに当たってどれだけの経費が掛かっているのか。自分で電卓を叩けば分かるのかもしれませんが、教えていただけますか。

○福原社会福祉課長 すみません。私も電卓を叩いていないので、具体的な数字はお出しできないので、計算してまた後ほど説明したいと思います。

○福田委員 プレミアム付商品券ですが、500円券で買物ができない店舗があるということで、非常に使い勝手が悪いというふうに苦情がきているのですが、その辺いかがでしょうか。

○福原社会福祉課長 確かにそういった声が市民の方からいただいているところではございますが、この500円以上の小単位になりますと、中々逆に使い勝手が、管理関係も含めまして難しいというところもございまして、最少単位を500円ということで、今回は発行をさせていただいたところでございます。

○福田委員 500円券では使えないという苦情に対しての対応は、どういうふうこれからなるのでしょうか。

○福原社会福祉課長 そちらにつきましては、500円単位ということで販売をさせていただいておりますので、500円以下の場合には御使用を控えていただきたいということで、お願いという形になってしまうと思うのですが、進めていくことになるかと思っております。以上でございます。

○目黒委員 今の福田委員の追加といいますが、使い勝手が悪いというか、使える店舗が限られているというところじゃないかなと思うんですけれども。私も多く、500円券使える所が近所がないという。地域のお店を盛り上げるためのプレミアム付商品券とよく存じてはいますけれども、特に高齢者の方から、近所がないからこれいいやというような方もいらっしゃるもので、今後特に小さい、地域に根差した食料品店なんかは500円券の対象にしてもいいのかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○福原社会福祉課長 こちらのプレミアム付商品券事業は、令和元年度事業でして、事業自体は終了している事業でございます。ですので、この先の対応についてはちょっとしかねるかなと思っております。説明は以上です。

○下村委員長 委員の皆様をお願いいたします。最初に申し上げましたけれども、決算書に記載の事業や金額等への質問になるようにできるだけお願いいたします。

○塚原委員 161ページなんですけれども、ひとり暮らし老人愛の定期便ですね。これの利用者の数を教えていただけますか。

○塚本高齢福祉課長 昨年度、令和2年度につきましては、148名の方の利用がございました。以上でございます。

○田子委員 167ページの住居確保給付金について、この年度でどういった状況だっ

たか詳しく教えていただけますでしょうか。

○福原社会福祉課長 住居確保給付金なんですけれども、こちらの事業につきましては、当初見込みが甘いといったところもあったと思うんですが、23世帯につきましてはの予算計上をやらせていただきました。実際、コロナの長引く影響というところで、最終的には令和2年度の実績といたしまして、151世帯の申請を社会福祉協議会の方なのですが申請をいただいております。引き続き、こちらの事業につきましては、令和3年度につきましても事業を継続しておりますので、生活困窮者の住居確保につきましては、こちらの方で対応させていただきたいと考えております。説明は、以上です。

○田子委員 151世帯全部が、申請が受理されたのでしょうか。

○福原社会福祉課長 申し訳ありません。全体の申請件数が手持ちにございませぬので、はっきりとは言えませんが、却下されたものも数名いると聞いております。

○田子委員 却下された理由はお分かりですか。

○福原社会福祉課長 こちらにつきましては、資産要件、所得要件等ございますので、そういったもので該当しないというような決定をされてものが数名いると聞いております。

○目黒委員 163ページの扶助費の一番下の方の内訳ですね。電話の基本料金の助成、また、マッサージの助成費。サービスを受けられた方の内訳とその内容とかを、もし分かる範囲で教えていただけたらと思います。

○塚本高齢福祉課長 163ページの扶助費の福祉電話の件数でよろしいでしょうか。助成件数、令和2年度につきましては25名でございます。次のはり、きゅう、マッサージ施術助成費につきましては、618冊ということでございます。1冊8枚つづりのものが618冊でございます。ほかにもございますか。

○目黒委員 用具給付費の具体的にどういうものだとか、利用サービスの利用者数等もお願いします。

○塚本高齢福祉課長 手持ちにございませぬので、後ほど御説明させていただきます。

○目黒委員 電話は、携帯電話でよろしかったでしょうか。

○塚本高齢福祉課長 固定電話でございます。

○目黒委員 分かりました。あとは後ほどお願いします。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 換気のために暫時休憩させていただきます。

### 【休憩】

(午前10時48分再開)

○下村委員長 再開いたします。先に説明があるそうです。

○福原社会福祉課長 先ほどございました矢口委員からの、定額給付金の1人当たりの費用ということでございますが、総支出が142億2,151万4,312円にして、その中から原資部分、10万円をお支払いした部分ですね、そちらの部分141億3,180万円を差し引きしますと、8,971万4,312円になります。こちらが事業

費となります。こちらを支給した人数，給付人数ですね，14万1,318人で割り返しますと，634.8円。1人頭634.8円という計算になります。以上でございます。

○塚本高齢福祉課長 先ほど目黒委員からございましたが，日常生活用務給付費の件でございますが，令和2年度の実績につきましては，シルバーカーが3件，住宅用防火警報器が1件。以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。それでは，引き続き審査に入ります。第2項児童福祉費，第1目児童福祉総務費から第7目児童館費までをお願いします。

○菊田こども政策課長 第2項児童福祉費，第1目児童福祉総務費から第7目児童館費について，順次説明させていただきます。決算書の168，169ページをお願いいたします。2項児童福祉費の執行率は，94.9パーセントでございます。1目児童福祉総務費です。児童福祉総務費につきましては，こども福祉課，こども相談課職員の人件費，家庭児童相談員の配置や児童虐待防止活動などに要する費用，子ども子育て支援国庫交付金返還金などに要する経費で，執行率は，99.0パーセントです。それでは，支出の主なものについて説明させていただきます。1節報酬については，家庭児童相談員2名，子ども子育て会議委員延べ10名に対する報酬です。170ページから171ページをお願いいたします。2節給料から4節共済費につきましては，こども福祉課，こども相談課の23人分の人件費です。7節報償費については，虐待，ネグレクトなどを受けている要保護児童の早期発見，早期対応による支援会議として設置している，要保護児童対策地域協議会の開催に伴う委員7名分の謝礼です。22節償還金利子及び割引料について，返還金は，令和元年度の子ども子育て支援国庫交付金の返還金です。実績額と差が生じたもので，3月議会に増額補正を行い，支出しております。2目児童福祉対策費につきましては，子育て支援コンシェルジュや助産師の配置，市内に2か所設置している子育て交流サロンの管理運営，少子化対策などに要する経費です。執行率は，73.5パーセントですが，新型コロナウイルス感染症対策に係る事業で，繰越して執行している事業が大きく影響しています。繰越明許費1,824万5,000円とございますけれども，そのうち出産育児特別給付金，これが1,819万2,000円というものがございます。後ほど御説明させていただきます。1節報酬については，子育て支援コンシェルジュ2名，助産師2名に対する報酬です。10節需用費について，5万3,000円の繰越明許費がありますが，これは，新型コロナウイルス感染症対策に係る事業で，子育て交流サロンの手洗い蛇口改修等です。3月議会で補正計上し，繰り越して実施しております。6月に工事が完了しております。12節委託料について，備考欄一番上の，子育て交流サロン運営委託料で，子育て交流サロンわらべとのぞみの運営を，土浦市更生保護女性会へ委託しています。備考欄の下から2番目の，支援対象児童等見守り強化事業委託料につきましては，予算を流用して，令和2年12月から実施している事業で，コロナ禍において，子ども食堂を行っているNPO法人に委託し，支援の必要な児童に対し，見守り体制の強化を図ったもので，対象児童2名に対し，8回の訪問を実施しました。また，備考欄，一番下の産後ケア事業委託料については，延べ2

3日、5名の利用がありました。172ページから173ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金について、補助金のうち結婚新生活支援事業費補助金は、結婚に伴う引越し費用を支援することにより婚姻増加につなげるもので、コロナ禍の収入減の影響もあり、見込みより申請件数が多かったことから、12月に増額補正を行っております。交付件数は13件です。出産育児特別給付金は、国の特別定額給付金、1人10万円給付の基準日、令和2年4月27日以降に生まれたお子さん、令和2年4月28日から令和3年4月1日生まれまでにつきまして、市独自に給付金1人につき10万円を給付する事業で、国の地方創生臨時交付金を活用するものとして、7月臨時議会で補正計上しました。令和2年度は649人分を支給し、予算残額を令和3年度に繰り越し、令和3年度は60人分、トータルで709人分の支給をしております。マタニティタクシー利用補助金は、感染症の拡大防止のため、妊婦が健診受診等で移動する際、公共交通機関等の利用を避け、移動できるタクシーの初乗り料金運賃相当額14回分を助成するものです。国の地方創生臨時交付金を活用するものとして、9月議会で補正計上しました。71人延べ146回分の使用がありました。22節償還金利子及び割引料につきましては、国から令和元年度産後ケア事業に係る母子保健衛生費補助金の交付を受けましたが、精算による超過分を返還したものです。次に、3目児童手当費につきましては、児童手当支給に関する経費で、執行率は97.41パーセントでございます。

11節役務費、12節委託料及び18節負担金補助及び交付金の、補助金のところの就学前児童に対する臨時給付金につきましては、新型コロナウイルスの影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、市内の公立小中学校等へ通う児童生徒の給食費の2か月分を無料化したことと合わせ、就学前児童に対して給食費相当の食費支援を行う目的で、就学前児童がいる世帯に、市独自の給付を行ったもので、地方創生臨時交付金を活用しました。19節扶助費については、児童手当の支給額です。中学校卒業までの児童を養育している者を対象者として支給するもので、延べ2万8,764件分です。支給総額は、前年度比3.9パーセントの減、金額にして7,993万5,000円の減となっております。次に、4目母子父子福祉費につきましては、母子父子家庭等への支援対策にかかる経費で、執行率は95.5パーセントでございます。補正予算につきましては、10節需用費、11節役務費、12節委託料、18節負担金補助及び交付金において、新型コロナウイルス感染症対応の事業を3本について計上し、実施しています。174ページから175ページをお願いいたします。まず1本目は、18節補助金の1つ目の児童扶養手当受給者への独自給付金でございますが、児童扶養手当を受給する世帯に、地方創生臨時交付金活用して、市独自の給付を行いました。5月臨時議会の補正で、児童1人当たり1万円の支給をしております。2本目と3本目は、補助金の2つ目のひとり親世帯臨時特別給付金です。低所得のひとり親世帯に、特に大きな影響があるとして、国が第2次補正により創設したもので、本市では7月4日に専決処分を行い実施しました。1世帯5万円、それ以降1人当たり3万円を加算しての支給でございます。その後も生活実態は依然厳しい状態にあることから、国は予備費活用を決定し、市では12月補正予算に基づき再支給を行いました。これらの国が創設した給

付金支給については、事業費及び事務費は国10分の10の補助により実施しています。

19節扶助費については、児童扶養手当及び、土浦市独自の手当である遺児手当、高等職業訓練促進給付金の支給総額です。児童扶養手当は、主に母子父子家庭で、18歳になった年度末までの児童を養育している者を対象として支給するもので、延べ7,566件分です。扶助費の支給額は、前年度比20.8パーセントの減、金額にして約1億7,100万円の減となっております。令和元年度には、児童扶養手当の支払時期について、4か月ごとを2か月ごととする調整を行い、年度内の支払額が一時的に増額となりましたが、令和2年度は通年ベースに戻ったため、そのような結果となっております。

22節償還金利子及び割引料の返還金は、令和元年度に実施した、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金支給に係る事業費、事務費の精算額の国への返還金です。

5目保育所費につきましては、公立保育所6か所の運営や、地域子育て支援センター事業委託料などに係る経費で、執行率は93.0パーセントでございます。補正予算額につきましては、人件費については、12月議会で増減額の補正を行いました。また、新生保育所の民間移管にあたり、市の南地区での公立保育所における0歳児保育を荒川沖保育所で実施するよう保育室の改修を行いました。コロナ禍で運動会を保護者参加なしで行う代わりに、様子をビデオ撮影し動画記録を配布したこと、親子遠足時の対策として借上げバスを増やしたことなどにおいて、予算を流用して対応しております。そして、コロナ対策として、国の緊急対策や2次補正、3次補正を受けて市で補正予算を計上し執行をしたものがあります。

1節報酬については、各保育所において児童の健診をお願いする内科医、歯科医の嘱託医報酬、会計年度任用職員として雇用する保育士、こども福祉課事務補助の報酬です。

2節給料から4節共済費については、保育所正職員である保育士、調理員、管理員、計74人分の人件費です。

8節旅費から10節需用費については、こども福祉課と各保育所の執行です。

10節需用費において、消耗品費では、教育、保育施設の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策、国10分の10補助のものとして、マスクや消毒剤などに係る経費で、国の1次補正や2次補正に伴うものです。

176ページから177ページをお願いいたします。

12節委託料について、主なものは、備考欄中ほどの保育所管理員業務委託料で、公立保育所3か所分です。次に、下から3番目の公立保育所民間活力導入実施計画、後期計画の策定委託料があります。その下の、地域子育て支援センター事業委託料は、市内3か所の民間保育所に事業を委託しているものです。一番下の、公立保育所行事撮影委託料は、公立保育所の運動会において、その様子をビデオ撮影し、映像のDVDを保護者へ配布したものです。

13節使用料及び賃借料で、自動車借上料については、10月の親子遠足において、感染対策として座席の間隔を空けるために、借上げバスの台数を増やして対応したものです。いずれも予算の流用により対応しました。

178ページから179ページをお願いいたします。

14節工事請負費で荒川沖保育所0歳児保育室整備工事費は、予算の流用により対応しました。

17節備品購入費では、施設管理運営用備品においては、荒川沖保育所の0歳児保育実施に伴う備品購入費について、予算の流用により対応しています。また、霞ヶ岡保育所、東崎保育所において、エアコンを設置しております。そして、感染症対策用

備品については、教育、保育施設の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策、国10分の10として、衛生用備品購入に係る経費で、国の1次及び2次補正に伴うものです。18節負担金補助及び交付金について、主なものとしまして、備考欄の補助金の1番目、多子世帯保育料軽減事業費補助金は、年収約640万円未満の世帯を対象として、第3子以降の3歳未満児の保育料無償化、第2子の3歳未満児の保育料を半額に軽減する事業で、負担割合は県2分の1、市2分の1です。また、その下の、民間活力導入円滑化事業費補助金は、民間活力導入にあたり、保育環境の変化による子どもの影響を最小限にすること及び円滑な引継ぎを行うことを目的に行っている事業です。派遣する保育士等の給料の一部補助で、新生保育所の移管に伴うものです。22節償還金利子及び割引料の社会福祉施設等整備事業費補助金返還金は、桜川保育所の移管、令和2年4月1日に伴い、桜川保育所建設工事に対する交付金の返還金です。6目私立保育園費につきましては、市内16か所の民間保育所及び10園の認定こども園、8園の地域型保育、そして、市外の民間施設の運営に係る経費で、執行率は94.2パーセントでございます。コロナ対策として、国の緊急対応策や2次補正3次補正を受け、また国の創生交付金を活用して、市の補正予算を計上して執行したものがありません。10節需用費において消耗品費では、教育、保育施設の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策、国10分の10として、消毒用アルコール等を購入し各施設へ配布しております。また、国創生臨時交付金の活用として、国の2次補正による慰労金支給事業の対象外とされた、未就学児を預かる民間保育施設等に勤務する職員に対して、慰労のためのプレミアム商品券の配布を行いました。180ページから181ページをお願いします。12節委託料の民間保育所入所児童委託料は、市内の民間保育所に入所する児童の委託料です。公立保育所の民間活力導入による民間移管、桜川保育所で行いました、これにより民間保育園が増加したことに伴い、増額となっています。17節備品購入費は、教育、保育施設の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策、国補助10分の10として、衛生用備品を購入し各施設へ配布しております。18節負担金補助及び交付金について、備考欄2番目の民間保育所等乳幼児等保育事業費補助金は、民間保育所の1歳児の保育をする非常勤保育士の雇用経費を助成するもので、県の負担は2分の1です。備考欄4番目の障害児保育事業費補助金、これは市単独の補助であります。これは、障害児保育に係る加配職員を配置している民間保育施設に交付するものです。令和2年度から対象児童、職員の資格、配置要件を緩和しています。備考欄下から4番目の私立保育園等整備費補助金については、民間保育、教育施設整備に係る補助金です。もみじこども園の整備に掛かるものでございます。その下の病児、病後児保育事業費補助金は、保護者の就労等により、昼間保育に欠ける病児等を保育所又は認定こども園等で保育することへの補助です。令和2年度より、病児対応型について、塚原医院により対応しております。令和2年度で、のべ10人の利用がありました。その下の民間保育所等運営費補助金は、保育士の離職防止や新規確保を目的として、保育士の処遇及び職員の資質向上にかかる経費に対して補助している市の単独事業です。一番下の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金は、国の2次補正による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

として、保育施設等に消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入等に必要な経費を支援するものです。35施設へ補助しました。19節扶助費については、私立の認定こども園や地域型保育施設等への給付費です。幼児教育、保育の無償化により、保育料や一時預かりの無償化、副食費免除に伴う増額の影響があります。180ページから181ページ、182ページから183ページにわたって記載されております。なお、1号は幼児教育、2号は3歳児以上の保育、3号は3歳児未満の保育です。保育料の無償化につきましては、3歳以上、また0から2歳児では住民税非課税世帯について対象となっております。また、副食費、おかず代については、低所得者や多子世帯について対象となっております。認定こども園や地域型保育については、認定こども園施設型給付費や地域型保育給付費について無償化分が増額となっております。子ども子育て支援新制度へ移行していない幼稚園や認可外保育施設では、市から施設への給付費はないのですが、無償化分としては、利用給付費として支出しております。利用給付費は、預かり保育や一時預かりも対象となります。無償化は令和元年10月から始まっており、令和元年度は半年分、令和2年度は1年分の影響がありますので、令和元年度と2年度とを比べると、2年度は半年分増額となる影響が出ております。182ページから183ページをお願いします。22節償還金利息及び割引料については、令和元年度の子どものための教育、保育給付費、子育てのための施設等利用給付費、保育所等整備交付金についての国庫交付金の返還金です。いずれも、実績による精算で、3月議会で補正増額を行い、支出しました。7目児童館費につきましては、市内3か所の児童館、都和、ポプラ、新治の管理運営に関する経費で、執行率は、96.2パーセントでございます。補正予算額につきましては、児童館職員10名分の人件費について、人事異動等に伴い12月議会で減額補正を行いました。また、国の創生交付金を活用して、新型コロナウイルス感染症予防対策として、市内3か所の児童館における設備の一部を改修する費用について、3月議会で補正増額し、全額を翌年度へ繰り越しております。1節報酬については、児童館3館の非常勤職員の報酬です。184ページから185ページをお願いします。2節給料から4節共済費については、職員10人分の人件費です。15節工事請負費については、各児童館のトイレの洋式化やトイレ手洗い自動水栓化及び水道蛇口レバーハンドル化の工事に係る費用です。3月議会で補正増額しており、年度内の改修が見込めないため、全額を翌年度へ繰り越して実施しております。8月に工事が完了しております。18節備品購入費では、都和児童館において事務室のエアコンを購入しました。児童福祉費の説明は、以上でございます。

○**下村委員長** ここまでで委員の皆様から質問等がありますか。

○**塚原委員** 175ページの高等職業訓練促進給付金、1,000万円ちょっとなんですけれども、対象人数、受けた人数を教えてくださいよろしいでしょうか。

○**菊田こども政策課長** 高等職業訓練促進事業費につきましては、令和2年度で合計8人です。内訳としまして、看護師3人、准看護師2人、臨床検査技師1人、美容師1人、保育士1人の合計8人でございます。

○**矢口委員** 173ページ、マタニティータクシーの件をお伺いします。こちらは、と

ても良い施策だと思っているのですが、今回の利用が71人、延べ146回という実績は、どのように評価されていますか。

○中川こども包括支援課長 こちらの昨年10月から実施されたものでして、この10月に母子手帳を交付された方に、順次タクシー券を交付しております。妊娠初期に關しましては、まだ御自身で病院など、車などを運転して通えることが多く、妊娠後期から出産に向けてタクシーを利用される方が多かったです。年度末にかけての利用が徐々に増えてきている状況でした。ですので、10月に妊娠初期の時点で交付しているものですから、年度末、それから令和3年度に向けて利用の件数が増えていることで、実際的人数が少ないという点が1点と、去年も御指摘を途中でいただいていたのですけれども、1回に1枚の730円初乗り分しか使えないというような使い勝手が悪かったようなお話もいただいておりますので、来年度に向けてその使い方については、今後考えさせていただいて、利用が増えるような配付の仕方を考えていきたいと思っております。以上です。

○矢口委員 ありがとうございます。先ほど申しましたとおり、とても良い内容なので、是非利用の促進とか周知に努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田子委員 175ページの高等職業訓練促進給付金についてなんですけれども、こういうものがあるんですよというのは、ひとり親の方にどのようにお知らせしているのかということをお教えいただけますか。

○菊田こども政策課長 市のホームページに掲載させていただいておりますし、窓口で毎年現況届、8月に来られますけれども、その際にもこういう制度があるということの周知をさせていただくなど、対応させていただいております。

○田子委員 分かりました。児扶の申請に来られた時点で早いうちにお知らせできたらと思いますので、窓口での対応をよろしくお願いいたします。もう一つ、181ページ、それから183ページも関連するかと思うんですけれども、一時預かりについて伺いたいのですけれども、この一時預かりがどういった制度なのか改めて教えていただけますか。

○野中保育課長 一時預かりなんですけど、仕事の都合や家族の急病等により継続的に又は一時的に、子供の面倒が見られない時にお子様の方を預かる事業でございます。こちら、実施保育所の方なんですけど、公立保育所、民間保育所、認定こども園、地域型保育所で実施してございます。

○田子委員 申し込みは、利用したい保護者さんが園に直接御連絡なさると思うんですけれども、どれくらい前から予約しておかなければいけないのか、例えば2、3日前でも大丈夫なのか実態を教えてくださいてもよろしいですか。

○野中保育課長 事前に予定がある時は、1週間前だったと思うんですけど、ただ私の方でもちょっとろ覚えでして、この後正確な時間等をお伝えしたいと思います。申し訳ありません。

○塚原委員 181ページの民間保育所等運営費補助金、これは何施設で、これがまず35でしたっけ。

○菊田こども政策課長 施設では、民間保育所16施設と認定こども園10施設、地域型保育施設8施設、34施設でございまして、職員の常勤職員は348人、非常勤職員は89人、あと研修費では10施設の補助をしたものでございます。

○塚原委員 実は、これは先ほど課長の方からお話があったように、保育士さんたちがほかに、つくば市なんかで3万円出しますとか、色々とほかに行かないようにということで、ある程度市が負担をしてお給料だったり、なんかをちゃんとあげましょうと。実際、ちゃんと払われているんですよね。支給は、どういう事があるからいくらいくらお支払いするというのは明確になっているんですかね。仮に3万円だったら3万円掛けるいくら、こういうことをやったのでこっだけ補助金を出しますよというふうに。ある所では、それを全部園の方がもらってしまって、先生方に行き渡らないということがなかったんですかね。その辺分かる範囲で。

○菊田こども政策課長 そういう行き渡らないということがないようにということで、やっているということは聞いていたのですけれども、仕組みについてもう一度確認して報告させていただきたいと思います。

○下村委員長 ただ今の質問の事については、きちっとお金の流れ等について調査をお願いします。

○野中保育課長 先ほど田子委員からありました、一時預かりの利用日の申し込み日について回答させていただきます。まず一つ目としまして、非提携型の保育サービスというものがあまして、そちらは利用する月の前々月の1日から利用する日の7日前まで、直接保育所に申し込むのが1つ。二つ目なんですけど、緊急保育サービスがあまして、それは利用しようとする日の2週間前から前日まで。こちらも保育所の方に申し込むということでございます。

○田子委員 保育所の入所案内の中に、そういったところまで書いてありましたっけ。あれに一時預かりの制度も書いてあったかと思うんですけれども、そこまで詳細だった記憶が私はないのですけれども、どうでしょう。

○野中保育課長 前年度までの内容の方は、ちょっと私も分かりかねるのですが、今年度の方も10月から募集を掛けますので、こちらの方入れ込めれば、詳細内容の方を記載してまいりたいと考えております。

○田子委員 お願いしたいと思います。それと、実体験として我が子が1歳児だった時に、一時預かりをお願いしたくて数日前に片っ端から電話をしたのですけれども、1歳児は受け入れられません、前の月に予約をしてくださいと。シフトを組んでしまって受け入れられませんと軒並み断られた経験があるのです。受け入れてくれたのが、東崎分園だったので事なきを得たのですけれども、こういうふうに一時預かり事業の補助金を出している以上、事業がきちんと利用者さんが利用できる状態なのかというのも見えていただけたらと思います。以上です。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 それでは、第8目療育支援センター管理費から第3項生活保護費、第1

1 款災害復旧費，第 4 項，第 1 目民生施設災害復旧費までを御説明願います。

○小池障害福祉課長 療育支援センター分について説明させていただきます。なお，療育支援センターにつきましても，本年 4 月 1 日付け機構改革により，こども未来部子ども包括支援課の所管となっておりますが，令和 2 年度決算につき，障害福祉課から説明いたします。184，185 ページをお願いします。第 8 目療育支援センター管理費でございます。つくし学園及びつくし療育ホームの施設管理費でございます。執行率は 98.6 パーセントでございます。1 節報酬は，会計年度任用職員 1 名の人件費でございます。7 節報償費につきましても，歯科健診時の歯科医師及び歯科衛生士への謝礼でございます。186，187 ページをお願いします。8 節旅費につきましても，会計年度任用職員の通勤手当相当分の交通費でございます。10 節需用費のうち修繕料につきましても，施設の老朽化に伴う施設修繕が，当初の見込みより多くなったことから，予備費を充用し実施いたしました。12 節委託料は，施設利用児童の送迎バス委託のほか，施設の維持管理に係る 11 件の業務委託料でございます。14 節工事請負費につきましても，建物の消防検査の際に，誘導灯増設の指導を受けたことから，誘導灯を 1 基増設したものと，経年劣化の激しい車庫等の塗装工事を行ったものでございます。予備費を充用し実施いたしました。次に，9 目つくし学園費は，療育支援センターの職員にかかる人件費が主なものでございます。執行率は 99.8 パーセントでございます。補正予算につきましても，主に人件費について減額補正しております。1 節報酬は，嘱託医 1 名，会計年度任用職員 3 名の人件費でございます。7 節報償費は，言語聴覚士 1 名の謝礼でございます。8 節旅費につきましても，会計年度任用職員の通勤手当相当分の交通費でございます。188，189 ページをお願いします。次に，10 目つくし療育ホーム費は，つくし療育ホームの運営費で会計年度任用職員 1 名の人件費が主なものでございます。執行率は 92.2 パーセントでございます。7 節報償費は，茨城福祉医療センターから来ていただいております整形外科医，理学療法士と，作業療法士 2 名の謝礼でございます。12 節委託料は，社会福祉協議会からの職員派遣にかかる費用を予定しておりましたが，4 月 1 日付け人事異動により，正職員が配置され派遣の必要なくなったことから，全額減額補正しております。次に，11 目幼児ことばの教室費は，幼児ことばの教室の運営費で，会計年度任用職員 10 名分の人件費が主なものでございます。実績により減額補正しております。執行率は 90.0 パーセントでございます。7 節報償費は，大学院生の指導員 6 名の謝礼でございます。次に，12 目早期療育相談費は，早期療育相談にかかる運営費で，会計年度任用職員 4 名分の人件費でございます。実績により減額補正しております。執行率は 88.4 パーセントとなっております。説明は以上です。

○菊田こども政策課長 第 13 目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業でございます。こちらは，新型コロナウイルス関係の国 10 分の 10 の事業でございます。支給の対象者は，令和 2 年 4 月分の児童扶養手当の受給者でございます。児童 1 人につき 1 万円の給付でございます。令和 3 年 6 月から支給を開始しまして，支給者は 9,972 人，対象児童は 1 万 6,328 人でございます。説明は以上でございます。

○福原社会福祉課長 続きまして、3項生活保護費、1目生活保護総務費についてご説明いたします。始めに生活保護の状況について申し上げます。令和2年度末の被保護世帯は、1,139世帯、人数では1,342人で、保護率は9.7パーミルという状況でございます。対前年度比で見ますと、世帯数で1.6パーセント、19世帯の増、人数では1.8パーセント、24人の増となっております。また、保護者の世帯構成では、高齢者世帯が6割以上を占め、更に、高齢者のうち、約9割が単身世帯という状況でございます。なお、3項生活保護費の執行率は97.0パーセントとなっております。1目生活保護総務費につきましては、生活保護業務に係る職員の人件費、事務費等の経費が主なものでございます。執行率は95.2パーセントでございます。なお、補正予算額の主なものは、令和元年度の事業費確定に伴う国庫補助金及び負担金の返還金及び人件費につきまして、増額補正により対応したものでございます。主な支出としまして、1節報酬は、医療扶助費の審査にかかる嘱託医や医療指導員、面接相談員の嘱託職員及びレセプト点検員等の非常勤職員、計7人分の報酬でございます。2節給料から4節共済費につきましては、保護係職員15人分の人件費、11節役務費は医療、介護に係る、診療報酬事務取扱手数料です。12節委託料は生活保護システムの電算委託料、13節使用料及び賃借料は、生活保護システム、レセプト管理システムの機器使用料です。22節償還金利子及び割引料は、令和元年度の生活困窮者就労準備支援事業費並びに生活保護費の確定に伴う国庫補助金及び生活保護費の確定に伴う国庫負担金の返還金でございます。続きまして、2目扶助費につきまして御説明申し上げます。備考欄記載のとおり、生活保護に係る8種類の扶助費及び救護施設入所者に係る費用の施設事務費及び中国残留邦人に対する生活支援給付金で、扶助費の執行率は96.9パーセントでございます。なお、補正予算額は、医療扶助費の増額補正額となります。193ページをお願いします。主な扶助費ですが、下から2番目の就労自立給付金は、生保受給者が就労により保護を脱却した場合に支給される給付金で、3件分となります。次の、進学準備給付金は、平成29年度に新設された給付金で、生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として給付するもので、2件分でございます。扶助費全体では、前年度との比較で4.94パーセントの増となっております。また、主な扶助費であります生活、住宅、医療扶助の前年度との比較では、生活扶助が3.36パーセントの増、住宅扶助が5.28パーセントの増、医療扶助が5.58パーセントの増となっております。3項の説明は以上となります。続きまして、340、341ページをお開きください。11款災害復旧費、4項厚生関係災害復旧費、1目民生施設災害復旧費でございます。19節扶助費につきましては、台風15号及び台風19号により被害を受けた被災者に対して支援を行うもので、国において台風15号及び19号を一連の災害として、居住する住宅が全壊、大規模半壊等で解体する場合は、被災者生活再建支援法が適用されますが、半壊で適用されない世帯について、市の土浦市被災者生活再建支援金支給要項に基づき、支援金を給付するものです。当該支援金の申請期間が13か月となることから、令和2年度に繰越しをいたしました。申請実績はございませんでした。説明は以上となります。

○下村委員長 すみません。続けて第4款衛生費、第1項保健衛生費についても説明をお願いします。

○水田健康増進課長 決算書の192, 193ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費について説明します。全体の執行率は、56.1パーセントとなり、繰越明許費の予算現額に占める割合は38.8パーセントとなります。始めに、1目保健衛生総務費でございます。執行率は94.9パーセントとなります。健康増進課職員27名と非常勤職員6名の人件費や各種団体への負担金や補助金が主な経費となります。補正予算額は人件費の補正、流用については2目の予防費への流用となります。18節負担金補助及び交付金のうち補助金は、献血の普及と推進活動を行っている土浦市献血推進協議会及び土浦市医師会附属准看護学院に対する運営補助となります。続きまして、2目予防費について、御説明します。予防費は、通常は予防接種法に基づき実施する予防接種に係る経費となりますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症及びコロナワクチン接種事業が入っており、予防費のみで10回の補正予算をお願いし、議決をいただいております。具体的には、感染予防用品購入やインフルエンザ接種費用の上乗せ、PCR検査費用の助成などの予防費関係新型コロナウイルス対策事業、ワクチン対策室開設や接種会場で使用する物品等を整備する新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、ワクチン接種に係る費用を計上した新型コロナウイルスワクチン接種事業、合わせて10億8,962万5,000円を増額補正しております。また、昨年度当初に市中感染を防止するため予備費を充用し、マスク等を購入しております。予算に対する執行率は33.8パーセント、ワクチン関係の事業につきましては、そのほとんどを繰越措置しており、予算現額に占める繰越明許費の割合は60.7パーセントとなります。194, 195ページをお願いいたします。10節需用費の消耗品費は、新型コロナウイルス感染防止のためにマスク、消毒液、非接触型体温計、医療機関等へ配布する防護服、ワクチン対策室用什器類、接種用衛生用品などを購入したものととなります。11節役務費の通信運搬費は、高齢者インフルエンザ案内通知や、感染予防対策として全戸にマスクを配布した際の郵送料となります。12節委託料は、小児用肺炎球菌ワクチンをはじめとした各種予防接種事業、インフルエンザ予防接種、風しん追加対策など接種委託料となります。17節備品購入費については、感染症対策としてまして本庁舎1, 2階等に設置しているドーム型AIサーマルカメラ5台の他、加湿空気清浄機やワクチン保管用ポータブル蓄電池などとなります。19節扶助費のインフルエンザワクチン予防接種給付費は、高齢者等のインフルエンザ重症化を防ぎ、医療のひっ迫を回避するため上乗せ助成を行ったものです。196, 197ページをお願いいたします。3目地域医療対策費について御説明します。地域医療対策費は、休日緊急診療、病院群輪番制病院運営事業及び寄附講座等に係る経費となります。予算に対する執行率は98.0パーセントです。12節委託料は、在宅当番医制で実施しております休日緊急診療の委託料で、土浦市医師会及び土浦市歯科医師会に委託しており、診療科目は内科、外科、歯科の3科目となっております。18節負担金補助及び交付金、備考欄の病院群輪番制病院運営費補助金は、夜間の入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため実施するもので、協力病

院である土浦協同病院，東京医科大学茨城医療センター及び霞ヶ浦医療センターへの補助金です。次に，公的医療機関運営支援補助金は，土浦協同病院が行う救急医療に対して，特別交付税制度を活用した運営補助を行い，医療体制の強化を図るものです。続きまして，救急医療体制強化支援補助金は，救急隊により搬送された傷病者の受け入れ人数に応じた補助を行い，救急医療体制の強化を図るもので，神立病院及び県南病院が対象となります。25節寄付金は，筑波大学に設置した寄附講座に係る寄付金で，第2期として平成29年度から令和3年度までの5年間実施しているものです。令和2年度につきましては，麻酔科，呼吸器内科，整形外科の教授3名と消化器内科の講師1名が8月31日で退職されたことから，その講師退職を見据えて7月1日から教授1名を採用し対応したものでございます。4目市民健康管理費でございます。市民健康管理費は，栄養相談や食生活改善及び運動普及推進事業など市民の健康づくりに関する経費となります。執行率は93.8パーセントです。補正予算の減額につきましては，健康まつり中止に伴うものとなります。12節委託料は，市民の健康づくりを推進している土浦市食生活改善推進員協議会，土浦市運動普及推進員連絡協議会への委託料となります。毎年10月に実施しております健康まつりは，コロナの影響から中止となり，その代替として市の各窓口にマスクケースと健康手帳などの啓発物品を配布しました。5目健康増進事業費は，生活習慣病予防のための健康診査及び各種がん検診に係る経費となります。執行率は98.5パーセントです。補正予算額については，新型コロナウイルス感染症の影響で，集団検診の受診人数を制限せざるを得なくなった分を，医療機関検診に振り替えるため，補正予算を増額していただきましたが，結果的にそれを超える検診控えが発生したことから，3,658万2,000円減額したものです。10節需用費は，がん検診受診率向上のためのリーフレットや骨粗しょう症予防のパンフレットなどの消耗品，新たなステージに入ったがん検診総合支援事業を行うために受診勧奨，再勧奨のハガキや検診票などの印刷製本費となります。11節役務費は，受診勧奨，再勧奨の通知の郵送料が主なものとなります。12節委託料は，各種がん検診等の委託料で，主に土浦市医師会，茨城県医師会及び茨城県総合健診協会に委託して実施したものです。昨年と比較しますと18.9パーセントの減，乳がんは18.8パーセントの減。198,199ページをお願いいたします。上から2つ目，大腸がんは29パーセントの減，腹部超音波は41.1パーセントの減となっております。18節負担金補助及び交付金の負担金は，茨城県医師会が実施する生活習慣病予防対策事業に対し，県と市で2分の1ずつ負担しているものです。令和2年度は新型コロナウイルスの影響で，当初予定していた事業などが中止となったことから，負担金額も大きく減少しております。6目母子保健事業費は，母子保健法に基づいて実施する妊婦及び乳幼児の健康診査の実施等に係る経費となります。執行率は94.5パーセントです。補正予算額1,656万8,000円の減額は，4か月児集団健診中止に伴う医師への謝礼の減。妊産婦健診と乳児健診の個別健診件数が減少したことから，減額したものです。12節委託料の主な経費は，妊婦，乳児健康診査委託料で，妊娠中に14回，乳児期に2回健康診査を受けるための経費で，茨城県医師会へ委託しているもので，受診件数の減により減額補正し

ました。200, 201ページをお願いいたします。幼児歯科健康診査委託料については、集団健診で行っていたものを、コロナの影響を考え、医療機関での健診に切り替えたものとなります。18節負担金補助及び交付金の補助金、不妊治療に対する補助金は、1回あたり5万円を限度に10回まで助成する制度で、延べ110件、実人員71名の助成を実施しております。19節扶助費の妊婦健康診査費助成金は、里帰り等で県外の病院で出産される場合、その病院と委託契約を締結できない時に本人に費用を助成する経費となります。令和2年度は38人に助成しております。未熟児養育医療給付費は、平成25年4月に母子保健法が改正され、県から委譲された事務で、入院養育が必要な未熟児の医療費の自己負担分を公費負担するものです。給付延件数は40件、実人員は17名となっております。産婦健康診査助成金は、市外の医療機関で検診を受けた方に受診料を償還払いするものです。22節償還金利子及び割引料は、令和元年度の国から交付された補助金等の精算に伴う返還金となります。7目診療所費でございます。土浦市保健センターに併設されている休日緊急診療所の運営にかかる経費です。予算に対する執行率は83.3パーセントとなります。補正予算額の101万2,000円は、休日緊急診療所での感染拡大防止対策として、空気清浄機、倉庫、N95マスクの購入のために増額したものです。1節報酬は、診療所の管理者、看護師及び事務員の報酬でございます。10節需用費は、診療所で使う医薬品が主なものでございます。コロナによる受診控えから、医薬材料費が前年比27.7パーセントとなっております。12節委託料は、土浦市医師会と土浦薬剤師会に診療所の医療業務を委託している休日緊急診療所の委託料などとなります。令和2年度の利用状況でございますが、夜間の診療日数221日に対しまして226人、1診療日当たり1.0人。昼間の診療日数72日で377人、1診療日あたり5.2人となっております。令和元年度の利用状況でございますが、夜間の診療日数225日で1,060人、1診療日あたり4.7人。昼間の診療日数76日で1,608人、1診療日当たり21.2人となっております。202, 203ページをお願いいたします。17節備品購入費につきましては、感染症対策用物品保管倉庫2棟と空気清浄機の購入です。8目保健センター費について御説明します。土浦市保健センターと土浦市保健センター新治分室の2施設の維持管理に係る経費となります。予算に対する執行率は69.4パーセントで、予算現額に占める繰越明許費の割合は24.7パーセントとなります。10節需用費のうち、修繕料で大きなものは、受水槽に貯留している水を、保健センター屋上に設置してある高架水槽に汲み上げるためのポンプ1基が故障したことから、取り替えたものです。12節委託料は、清掃や冷暖房設備保守点検など保健センターの施設管理にかかる10件の委託料でございます。14節工事請負費は、センターのPAS更新のほか、繰り越した事業で、トイレ利用の際、水を流すことにより発生する飛沫、エアロゾルによる新型コロナウイルス感染を防止するため、和式便器を蓋つき洋式便器に改修するものとなります。説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○**下村委員長** ここまでで委員の皆様から質問等がありますか。

○**鈴木委員** 全体的なことですが、特に195ページの10節需用費の消耗品の7, 5

20万の部分なんですけど、令和2年度の予算の執行というのは、コロナ対応というのが非常に緊急性を要して、執行部の方は物品の調達、その他非常に苦労した中で努力は評価できるという気持ちでいます。塚本部長を始め、本当にものすごく不測の事態の中で十分な対応をしていただいて、本当にありがとうございますという気持ちです。その中で1つ気になったのが、今の10節の部分の消耗品で、主にマスクとか消毒液、体温計。この辺になってくると思うのですが、今現在は体温計、サーマルの良いやつになって、充分きちんと計れているなというところがあるんですが、当初は恐らく調達に苦労したこともあって非接触型の体温計で、私個人の話でいくと、いつも事務局に行くときLOWが出るか34度台の爬虫類並みの温度になってしまっていて、結果的に無駄遣いに近い買い物になってしまったけれども、これは時節柄仕方がなかったという考えもあります。ただ、その時点でもサーマルの体温計はあった訳ですから、やっぱりそういうところは今後、指摘事項に皆さんがもし良ければ入れてほしいんですが、今後慌てずにそこそこの金額が高くて良いものを購入するという考え方でいかないと、どのくらいこの体温計に使ったのか分かりませんが、今現在あの体温計がどこにあるんだろうという状態になっているので、その辺を充分気を付けながら、今年度の執行の方をやっていただきたいということで、これは指摘事項で皆さんが同意していただければ指摘事項にも入れてほしいところで。質問でいうと、体温計にいくら使ったのか、今分かれば。分からなければ後でいいです。

○水田健康増進課長 昨年度補正をさせていただいて、非接触型体温計を購入しているところがございます。トータルで、市の各施設に渡した分も含めまして、247本を購入してございます。金額ですと、トータルで235万1,536円がトータル247本の合計の金額となります。以上でございます。

○下村委員長 ほかにございますか。

○矢口委員 集団検診の件を伺います。この新型コロナで受診率が大幅に下がったということでしたが、もう1度受診率の件、数字がとても気になるころなんで、御報告いただければと思います。ページは196ページです。

○水田健康増進課長 申し訳ございません。決算書のそれぞれの委託料で、昨年と比較した数値を先ほど、どのくらい減少したかという数字を申し上げさせていただきましたので、昨年と比較してそれぞれ委託料が何パーセントになったか、昨年と比較してどのくらいの割合になっているのかというところを委託料ごとに御説明させていただきたいと思います。まず、がん精密検診の結果通知委託料は前年度比で79.7パーセント、胃がん検診が前年度比で86.2パーセント、子宮がんが83.0パーセント、乳がんが81.2パーセント、40歳誕生日歯科検診が100.4パーセント、大腸がんが昨年度比71パーセント、胸部検診が昨年度比91.6パーセント、前立腺がんが85.5パーセント、肝炎ウイルスが81.9パーセント、さわやか健康診査が83.5パーセント、喀痰検査が101.5パーセント、腹部超音波が58.9パーセント、1つ飛びまして胃がんリスクが63.2パーセントという状況でございます。

○矢口委員 ありがとうございます。項目ごとにかなり数字のばらつきがあるような

のですが、これはどのように見えていますか。

○水田健康増進課長 なかなかその分析をするのは、ちょっと難しい部分が多々あると思いますけれども、一番落ちている腹部超音波、こちらの方はコロナによって受診する数を、母数を減らしたということもありまして、委託料がだいぶ減ってしまったというところもございませう。抽選により実施したという形を取らせていただいております。その影響が大きく出ているのかなと感じております。あとは、全体的に検診の回数も減らしたというところも影響しております。それに対して医療機関での検診に切り替えた部分もありますけれども、やはり全体として検診控えが発生してしまったのかなというふうなところもございませう。以上でございませう。

○矢口委員 ありがとうございます。今年度も恐らく同様の傾向だと思うんですが、このコロナがある程度収まった時に、また検診を皆さんに積極的に受けていただけるように、是非努力をよろしく願いいたします。以上でございませう。

○下村委員長 ほかにございませうか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 私から少し。決算書全体を今、こども未来部と保健福祉部の両方ともですね、全体的に見ますと不用額が非常に、金額が大きいんですね。全体的にみんなばらばらと項目がありますけれども。その不用額というのは、実は国からの補助金があったりするんですが、不用額が多いと返還するということにも繋がったりします。そういったことを決算書の中で少し見られるんですけども、なぜ不用額が発生しているのかという大きな項目について、本来は説明があつてよかつたのかなというふうに感じます。その辺で、私からは委員の皆さんから了解いただければ、指摘事項で出したいなと思ひますが、後で打ち合わせ願ひます。執行部の方には、なぜそんなふうにな不用額が多いのかというところを、良く調査をして今後につなげていただければと。あんまり多い時は、不用額が多い時は例えば来年の予算にまでかかわってきますので、色々とその辺も研究していただきたいなと思ひます。以上です。これで午前中の審査は終わりなんです、執行部の方から何かございませうか。

○水田健康増進課長 健康増進課で発行させていただいております保険事業概要、こちらの方をサイドブックのその他の資料のその他、令和3年の方に入れさせていただきます。後ほど御覧いただければと思ひます。よろしく願いいたします。

○加藤こども未来部長 保育料の関係で御質問があつたものについて、午後の休憩時間の合間に出来上がり次第、御説明させていただきます。多分介護特会の前くらいに、数字を固めようと思ひますので、それまでにはいけると思ひますが、よろしく願ひします。

○下村委員長 ほかになければこれで午前中の審査を終わります。それで、午後の再開は13時15分。教育委員会関係なんです、よろしいですか皆さん。12時10分になっていますので、13時15分で。よろしく願いいたします。

【休憩】

(午後1時13分再開)

○**下村委員長** 少し早いですが、午前中に引き続きまして、予算決算委員会文教厚生分科会を行います。午後は、教育委員会が大体15時くらいまでの予定なのですが、質問は別にしまして、説明の方は簡潔よろしくお願ひいたします。それでは、第9款教育費、第1項教育総務費について執行部から説明願ひます。

○**藤井教育総務課長** 決算書284、285ページをお願いします。1項教育総務費について説明させていただきます。1目教育委員会費は、教育委員会の運営に係る経費です。主な支出は1節報酬で、教育委員4名分です。その他については、経常的な支出です。286、287ページをお願いします。2目事務局費は、教育委員会事務局の運営等に係る経費です。補正予算につきまして主なものは、24節積立金で、決算上の剰余金を活用し、将来の学校施設の改修更新費用の財源として、9月議会に1億9,316万1,000円の増額補正をしております。また、12節委託料の教育委員会バス運転管理委託料等について、バス運行日数の減により、12月及び3月議会で合計1,252万6,000円の減額補正をしております。流用につきましては、主に、3節職員手当等で、8項博物館費の3節職員手当等が不足することから、流用を行ったものです。それでは各節を説明させていただきます。1節報酬は、教育相談室室長1名、相談員5名、事務員1名、管理員1名、学校評議員104名、外国語教育サポーター1名、道德教育アドバイザー1名及び就学前教育推進室の推進員2名の報酬が主なものです。2節給料から、4節共済費までは、教育長と教育委員会事務局一般職員の計22名分の人件費が主なものです。7節報償費は、特別支援巡回相談員4名分が主なものです。9節交際費は、教育長交際費6件分です。10節需用費は、デジタル教科書及びICT関係の事務消耗品や、公用車燃料費、車検などの支出です。消耗品費の主な支出はデジタル教科書で、令和2年度小学校教科書の全面改訂に伴う、市内全小学校に配備している指導者用デジタル教科書の入れ替えをしたものです。11節役務費は、通信運搬費の学校向けインターネット利用料が主なものです。12節委託料については、備考欄一つ目、教育委員会バス3台の運転管理委託料、その下の、教育委員会のバスだけでは1度に輸送できない場合や行事が重複した場合等に、民間バスを借り上げる児童生徒送迎用バス運行委託料がありますが、コロナ禍の影響により利用が減少しております。備考欄六つ目、外国語指導助手配置委託料は、小中義務教育学校にALTを18名配置したものです。七つ目は、小中学校の先生方のパソコンの円滑な操作の支援を目的とした学校ICT支援員委託料です。9つ目、標準学力調査委託料は、小学校2年生から中学校9年生までの全小中学生に対して、学力や生活状況調査を実施することにより、学力の向上を図るものです。288、289ページをお願いします。13節使用料及び賃借料は、備考欄三つ目のパソコン使用料が主なもので、小中一貫ICT活用授業での電子黒板や、WEB会議システム賃借料等です。5つ目のサーバー使用料は、学校のインターネットサーバー使用料です。14節工事請負費の繰越明許費については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した教育相談室のトイレの洋式化と水栓のレバーハンドル交換に係るトイレ改修工事費です。3月議会で増額補正をしましたが、工事は令和3年度に繰り越しております。17節備品購入費の主なものは、備考欄二つ目の車両購

入費で、児童生徒送迎用の中型バスを購入したものです。18節負担金補助及び交付金の負担金について、主なものは、備考欄の中ほど、7つ目の派遣指導主事市町村負担金で、県教育委員会からの派遣指導主事6名分の負担金です。また、補助金について、1つ目の奨学生育英事業補助金は、経済的理由により高校進学が困難な者に対し、月額7,000円を給付するもので、対象者は38名です。2つ目、土浦市教育研究会補助金は、国語や算数など、23の教科領域の研究部を有する土浦市教育研究会に対する補助金です。コロナの影響により、各教科部会の研究会等が実施できず、補助金額140万円を年度当初に概算払いで交付しましたが、年度末に59万8,000円の返金がありました。290、291ページをお願いします。24節積立金の備考欄1つ目、市立学校施設整備基金積立金は、将来の学校施設の改修、更新費用の財源として積み立てたものです。2つ目の奨学基金積立金は、奨学生育英事業の原資とするため、3年毎に積立を行っているものです。1項教育総務費の説明は、以上でございます。

○下村委員長 ここまでで委員の皆様から質問等がありますか。

○奥谷副委員長 よろしくをお願いします。286ページ、287ページの12節委託料の中で、ちょうど真ん中あたりに学校ICT支援員委託料がありますけれども、これは人数になると何人分になるのでしょうか。

○田中学務課長 人数にしますと1名でございます。

○田子委員 すごく気になったのでお伺いしたいのですけれども、287ページの需用費の一番下の飼料費なんですけど、これは事務局で何か飼っているのでしょうか。

○長谷川指導課長 こちらの飼料費は、教育相談室のポプラで飼っている金魚の餌代でございます。

○田子委員 分かりました。ありがとうございます。

○福田委員 学校施設の基金積立金なのですが、同じく奨学基金、これは残高はいくらなのでしょうか。

○藤井教育総務課長 残高は、3億4,396万9,135円でございます。

○福田委員 奨学基金の方は。

○藤井教育総務課長 奨学基金につきましては、815万162円でございます。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 なければ次に移ります。第2項小学校費から第4項幼稚園費までの説明を執行部より願います。

○田中学務課長 1目学校管理費は、市内の小学校15校、新治学園義務教育学校前期課程、廃校となった小学校5校の管理運営に要する経費でございます。補正予算につきましては、主なものとして小学校の理科室などの特別教室にクーラーなどの空調機器を整備するもので、12月議会に増額補正をしておりますが、追加で国の交付金の内定があったことから、3月議会でも増額補正をしております。なお、年度内の事業終了が見込めないことから、令和3年度に繰越しをしております。繰越明許費については、他の事業も同様でございます。また、国の補助金を活用して、小学校等の水道のハンドル式

蛇口をレバー式に交換するために、3月議会に増額補正しております。また、流用につきましては、令和3年度からの特別支援学級の増に伴う、物品購入によるもので、同じ小学校費の2目教育振興費へ流用したものでございます。それでは、291ページの記載の各節について説明します。1節報酬、3節職員手当等及び8節旅費は、学校管理員のほか、小学校及び新治学園義務教育学校前期課程の業務に従事する特別支援教育支援員など、会計年度任用職員等の人件費でございます。10節需用費は、小学校等の管理、運営に掛かる経費でございます。繰越明許費は、主に小学校等の水道のハンドル式蛇口をレバー式に交換するものでございます。修繕料の主なものは、大岩田小の屋上手すり修繕ほか70件の施設修繕や、物品修繕などの支出でございます。12節委託料は、小学校などの施設整備の維持管理に係る業務でございますが、291ページから293ページにかけて記載がございます。繰越明許費につきましては、特別教室に空調機器を設置する工事の管理業務を委託するものでございます。293ページをお願いいたします。主なものは、備考欄の下から4つ目、小学校エアコン設置工事設計委託料につきましては、小学校の理科教室などの特別教室に、空調機器を設置する工事の設計を委託したものでございます。その下の学校教育施設長寿命化計画策定委託料は、学校施設の長寿命化を図り、安全安心で持続的な教育環境を確保するための計画策定を、委託したものでございます。同じページの中段、13節使用料及び賃借料は、備考欄の上から5番目の教職員の公務処理用パソコン467台分の借上げに係る経費が主なものでございます。14節工事費につきましては、各校の施設整備工事費でございますが、繰越明許費としまして、主に特別教室に空調機器を設置する工事を行うものでございます。備考欄の上から2番目、受変電設備更新工事費は、下高津小、神立小、右糸小の更新時期を迎えた受変電設備の更新工事を行ったものでございます。294、295ページをお願いいたします。備考欄にあります、校内通信ネットワーク整備工事費につきましては、GIGAスクール構想に基づくICT機器の活用やオンライン学習に向けた、高速通信が可能な校内ネットワークを構築するための、校内ランの整備で、7月議会にて増額補正した補助事業でございます。17節備品購入費の繰越明許費は、主に空調機器の設置などでございますが、規模の大きな教室への取付けは工事請負費、規模の小さな教室への取付けは備品購入費としております。備考欄の感染症対策用備品につきましては、学校における感染症対策、児童の学習保障に資する体制の整備として、7月議会にておいて増額補正をした補助事業でございます。学校管理運営用備品のうち294万8,000円につきましては、小学校10校の給食配膳室に、空調機器を購入したものでございます。つづきまして、2目教育振興費ですが補正予算につきましては、主なものとしましてGIGAスクール構想により児童に1人1台のタブレット端末を整備するもので、7月議会に増額補正をしております。流用につきましては、先ほど御説明いたしました、令和3年度から特別支援学級の増に伴う、物品の購入によるものでございます。それでは、295ページの各節について御説明します。1節報酬は、理科支援員12名及び不登校の解消と未然防止を目的として、都和小学校と都和南小学校に配置したスクールライフサポーター1名の報酬でございます。10節需用費は、令和2年度小学校の教科書全面

改定に伴う、市内全小学校に配備している教師用指導書及び教科書の入替えが主なものでございます。12節委託料は、総合的な学習の推進及び工夫改善のための研究委託料でございます。13節使用料及び賃借料は、小学校のパソコン教室用のパソコン及び先ほど御説明いたしましたGIGAスクール構想により1人1台タブレット端末などのリース料等でございます。18節負担金補助及び交付金は、各学校で実施しております観劇、音楽鑑賞に係る一部補助金でございます。コロナ禍の影響により、実施校は東小学校と都和南小学校の2校のみでございました。19節扶助費は、就学援助費として要保護及び準要保護世帯、児童749人分。特別支援教育就学奨励費として、特別支援学級で学ぶ児童243人分の学用品費、修学旅行費、給食費などに対する援助費でございます。2目教育振興費までは、以上でございます。

○藤井教育総務課長 3目学校建設費について、教育総務課から説明させていただきます。補正について、主なものは、神立小、都和南小、乙戸小3校のトイレを洋式化する工事を行うための補正です。国の交付金の内定があり、事業を前倒して実施します。12節委託料の繰越明許費は、3校のトイレ工事の管理業務を委託するものです。また、備考欄、大規模改造成実設計委託料は、3校のトイレ工事の設計を行ったものです。14節工事請負費の繰越明許費は、工事を令和3年度に繰越したものです。3目学校建設費の説明は以上でございますが、先ほど福田委員から御質問がありました奨学金の状況でございますが、数字の訂正をさせていただきたいと思っております。令和2年度末の積立金の残高ということでよろしかったと思うのですが、金額は1,134万1,162円です。今年度の取崩し額を含んだ額を先ほど答えてしまいました。大変申し訳ございませんでした。以上です。

○田中学務課長 つづきまして、3項中学校費でございます。1目学校管理費は、市内の中学校7校及び新治学園義務教育学校後期課程の管理、運営に要する経費です。補正予算について、主なものは中学校の理科室などの特別教室に空調機器を設置するもので、12月議会に増額補正をしておりますが、追加で国の交付金の内定があったことから、3月議会でも増額補正をしております。なお、年度内の事業終了が見込めないことから、令和3年度に繰越しております。それでは、各節の説明に入ります。1節報酬から4節共済費までは、学校管理員のほか、中学校及び新治学園義務教育学校後期課程に従事する特別支援教育支援員などの会計年度任用職員等の人件費でございます。296ページ、297ページをお願いします。10節需用費は、中学校及び新治学園義務教育学校後期課程の管理、運営に係る経費です。繰越明許費は、主に国の補助金を活用して、中学校等の水道のハンドル式蛇口をレバー式に交換するものです。修繕料は、主に四中体育館アリーナ入口建具修繕のほか45件の施設修繕や物品修繕などの支出です。12節委託料は、中学校等の施設設備の維持、管理に係る委託業務でございます。繰越明許費は、特別教室に空調機器を設置する工事の管理業務を委託するものです。備考欄下から2番目の中学校エアコン設置工事設計委託料は、中学校の理科室などの特別教室に空調機器を設置する工事の設計を委託したものです。さらにその下の、学校教育施設長寿命化計画策定委託料は、小学校と同様で、学校施設の長寿命化を図るための計画策定を委託し

たものです。13節使用料及び賃借料は、備考欄下から3番目、教職員の校務処理用パソコン253台分の借上げにかかる経費が主なものでございます。298ページ、299ページをお願いします。14節工事請負費は、繰越明許費としまして、主に特別教室に空調機器を設置する工事をするものです。備考欄の1番下にあります、校内通信ネットワーク整備工事費につきましては、こちらも小学校と一緒に、GIGAスクール構想に基づくICT機器の活用やオンライン学習に向けた、高速通信可能な校内ネットワークを構築するための校内LANの整備で、7月議会において増額補正をした補助事業でございます。17節備品購入費の繰越明許費は、主に空調機器の設置ですが、こちらも小学校費と同様に、規模の大きな教室への取り付けは工事請負費、規模の小さな教室への取り付けは備品購入費としております。備考欄の感染症対策備品につきましては、小学校と同様でございます。こちらも、7月議会において増額補正をした補助事業でございます。次に、2目教育振興費です。補正予算について主なものは、GIGAスクール構想により生徒に1人1台のタブレット端末を整備するもので、7月議会で増額補正しております。また、コロナ禍の影響により中止となった市内公立中学校、義務教育学校8校の9年生の修学旅行の取消料を、7月議会で増額補正したものです。また、同じくコロナ禍の影響により、7年生を対象にした宿泊体験学習や8年生を対象にした職場体験を中止したことに伴い、12月及び3月議会で減額補正したのが主なものでございます。12節委託料は、先程の小学校費と同様の総合的な学習推進研究委託料でございます。13節使用料及び賃借料は、中学校のパソコン教室用のパソコン及び先ほど御説明いたしましたGIGAスクール構想により生徒に一人一台のタブレット端末などのリース料等でございます。20節扶助費は、小学校費同様、要保護及び準要保護世帯等の生徒451人、特別支援教育就学奨励費として、特別支援学級で学ぶ生徒88人分の学用品費、修学旅行費、給食費等に対する援助費です。21節補償補填及び賠償金は、コロナ禍の影響により中止となった市内公立中学校、義務教育学校8校の9年生の修学旅行の取消料を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で対応するため、7月議会で増額補正したものです。2目教育振興費までは、以上でございます。

○藤井教育総務課長 3目学校建設費について、教育総務課から説明させていただきます。補正予算について、主なものは、都和中のトイレ洋式化の工事を行うものです。国の交付金の内定があり、事業を前倒して実施します。12節委託料の繰越明許費は、トイレ洋式化工事の管理業務を委託するものです。備考欄、大規模改造工事実施設計委託料は、都和中のトイレ工事の実施設計を行ったものです。14節工事請負費の繰越明許費は、トイレ工事費です。工事は令和3年度に繰越して行っております。3目学校建設費は以上でございます。

○田中学務課長 つづきまして、300ページ、301ページをお願いいたします。4項幼稚園費でございます。1目幼稚園費は、土浦幼稚園の管理、運営に要する経費です。補正予算につきましては、人事異動に伴い、12月議会で減額補正をしたものが主なものです。1節報酬から4節共済費までは、幼稚園の業務に従事する園長、教頭、教諭等の職員のほか、会計年度任用職員等の人件費でございます。10節需用費のうち、修繕

料は、土浦幼稚園屋根防水修繕のほか2件の施設修繕や物品修繕の支出です。12節委託料は、備考欄下から2番目の廃園（予定）測量調査委託料は、新治幼稚園の測量調査を行ったものです。302ページ、303ページをお願いします。19節負担金補助及び交付金は、備考欄に記載のとおり、全国国公立幼稚園長会等の負担金などでございます。4項幼稚園費は、以上でございます。

○下村委員長 ここまでで委員の皆様から質問等がありますか。

（「なし」の声あり）

○下村委員長 次の第5項社会教育費、第1目社会教育総務費から第7目生涯学習館費まで執行部より説明願います。

○佐賀生涯学習課長 302、303ページをお願いします。5項1目社会教育総務費でございます。主なものにつきましては、社会教育に従事する職員の人件費及び社会婦人学級等の委託料、社会教育に係る負担金等が主な経費でございます。補正予算につきましては、コロナの影響で委託料などの減や職員の人事異動に伴う減額が主なものでございます。また、流用につきましては、荒川沖西部地区学習等共用施設のエアコンの故障及び上大津公民館の雨漏りの修繕費等に、流用したものでございます。1節報酬につきましては、社会教育委員及び学校支援ボランティアの報酬でございます。7節報償費につきましては、生涯学習推進事業の各種講座等の講師に対する謝礼でございますが、コロナでほとんどが中止としたものでございます。12節委託料につきましては、社会・婦人学級開設委託料、9学級中の5学級分でございます。コロナで4学級が活動を断念したものです。家庭教育学級は全校で活動を中止したものでございます。13節権利使用料につきましては、オンライン会議や研修等に活用するためZoomのライセンスを取得したものでございます。17節備品購入費につきましては、オンライン会議や研修等に活用するためタブレット端末を1台購入したものです。1目の説明は以上でございます。

○中澤文化振興課長 304ページ、305ページをお願いします。2目文化財保護費でございます。こちらは、文化財の保護と活用にかかる維持経費でございます。1節報酬につきましては、文化財保護審議会委員8名の委員報酬として、延べ20名分、3回の会議を開催いたしました。10節需用費の修繕料につきましては、土浦城内にある旧前川口門の屋根瓦の修理を行ったものでございます。12節委託料につきましては、水戸街道松並木、真鍋のサクラなどの、指定文化財に係る維持管理経費や、宅地開発に伴う埋蔵文化財の確認調査等の定例的な委託料でございます。なお、備考欄の下から2目の真鍋のサクラ樹勢回復委託料は、10年程度を目途に土の中に肥料を埋める作業を行っているものでして、事業費の3分の1の38万1,000円が県補助金となっております。13節使用料及び賃借料のLED照明器具借り上げ料は、亀城公園内建造物のライトアップのためのものでございます。17節備品購入費は、木田余城跡の文化財説明板の購入費でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、全国史跡整備市町村協議会への定例的な負担金のほか、国登録無形民俗文化財、霞ヶ浦の帆引網漁の技術の調査に対する負担金及び土浦市文化財愛護の会等への事業補助金でございます。

また、備考欄一番下の指定文化財修理費等補助金は、真鍋町の八坂神社に対し、自動火災報知機設置に際し、2分の1の額を補助したものでございます。不用額の51万2,000余円は、県指定無形民俗文化財、大畑のからかさ万灯と日枝神社の流鏝馬祭の開催中止に伴う事業補助が主なものでございます。2目までは以上でございます。

○黒澤上高津貝塚ふるさと歴史の広場考古資料館副館長 306ページと307ページをお願いします。3目ふるさと歴史の広場管理費について、御説明いたします。ふるさと歴史の広場管理費は、施設の維持管理運営、展示や講座などの教育普及活動経費、遺跡調査にかかる経費でございます。補正予算でございますが、新型コロナウイルス感染防止対策として、屋外トイレ洋式化工事と体験学習室などの水栓レバー交換にかかる費用で、3月議会でお願ひし、今年度に繰り越したものです。それでは主な内容を御説明いたします。1節報酬につきましては、受付や資料調査等の会計年度任用職員の報酬でございます。7節報償費につきましては、講座の講師謝礼などで主なものでございます。10節需用費でございます。印刷製本費につきましては、入場券、年報、企画展に係るポスター、チラシ、展示パンフレットなどが、主なものでございます。修繕料につきましては、扉、展示物、屋外デッキなどの修繕経費でございます。繰越明許費でございますが、水栓レバーの交換でございます。11節役務費につきましては、電話代のほか、展示する資料を借用するための通信運搬費、水槽清掃などの手数料、展示の看板やパネルなどの筆耕料が主なものでございます。12節委託料につきましては、備考欄記載のとおり12件の委託料でございます。毎年定例的な保守管理委託業務のほか、資料の保存処理や科学分析、調査に関する業務委託でございます。13節使用料及び賃借料のLED照明機器借上料につきましては、資料館内などのLED照明のリース料でございます。309ページをお願いします。14節工事請負費でございます。収蔵庫の煙感知器増設工事と、展示室などの冷暖房設備である冷温水ユニットの改修工事でございます。繰越明許費でございますが、屋外トイレの洋式化工事でございます。3目の説明は以上でございます。

○中澤文化振興課長 つづきまして、4目芸術文化振興費でございます。こちらは、芸術・文化活動の推進や支援などにかかる経費でございます。補正予算186万1,000円の減額は、新型コロナウイルスの影響で中止となった土浦薪能の補助金350万円の減額に、市民ギャラリー駐車場使用料の増額161万円と文化振興基金利子の増額2万9,000円を差し引いたものです。1節報酬につきましては、文化振興事業の会計年度任用職員1名と、市民ギャラリー受付2名分の経費でございます。7節報償費につきましては、市美術展委員会委員の謝礼と、市民ギャラリー企画展等に対する展示作品の借用謝礼が主なものでございます。12節委託料につきましては、市美術展開催委託料のほか、市民ギャラリーの維持管理に伴う委託料5件と、備考欄一番下の美術品修復委託料は、市民ギャラリーが収蔵する美術作品4点を文化振興基金を用いて修復したものでございます。13節使用料及び賃借料につきましては、市民ギャラリーに伴う使用料、借上料でございます。内、駐車場使用料は、ギャラリー来館者のための駐車場の無料化措置による使用料でして、不用額の121万4,000余円は、新型コロナウイルス

スの影響により、駐車場の利用が低迷したことによるものです。18節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、アルカス土浦管理組合に支払う、市民ギャラリーの光熱費、上下水道費、管理費等の経費でございます。補助金につきましては、文化祭開催事業等に伴う文化協会への補助でございます。不用額の314万1,000余円は、新型コロナウイルスの影響により、市民ギャラリーの光熱水費の減と、文化祭事業の一部中止による事業費返還によるものです。310ページ、311ページをお願いいたします。22節償還金利子及び割引料につきましては、新型コロナウイルスの影響により、施設利用を自粛するなどした団体に対し、既に支払いが済んでいた利用料金を返金したものでございます。24節積立金につきましては、文化振興基金の運用利子を同基金に積立を行ったものでございます。続きまして、5目市民会館管理費でございます。こちらは、市民会館の管理運営及び大規模改造工事にかかる経費でございます。補正予算の294万3,000円は、新型コロナウイルスの影響により、市民会館の臨時休館や予約のキャンセル等により利用料収入が減少したことによる指定管理料の増額補正と、新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金による増額補正でございます。10節需用費は、市民会館リニューアルに伴う、事務用品や舞台用品の購入費です。うち、修繕料につきましては、リニューアルオープンに向けての軽微な修繕のほか、玄関前アスファルトの塗装を行うため、予備費より79万8,000円を充当し実施したものです。12節委託料につきましては、市民会館の管理運営に係る指定管理料と、施設点検委託料が主なものでございます。なお、不用額の625万6,000余円は、指定管理料の不用額が主なものでございます。これは、新型コロナウイルスの影響により、当初まったく予約が入っていなかった1月から3月にかけて、感染対策を十分にとったところ、利用されるケースが増え、想定よりも利用料収入があったことにより、3月末の精算時に不用額が生じたものでございます。14節工事請負費の市民会館駐車場舗装工事は、大規模改造事業に伴う、第1駐車場の舗装工事の繰越分として、繰越しの理由は、雨水排水処理等に関して、近隣施設との調整に時間を要したことから、契約期間を延長して、実施したものでございます。なお、工事は、リニューアルオープン前に完了しております。また、市民会館非常照明用蓄電池更新工事は、大規模改修工事中の点検により不具合が判明し、早急に更新工事が必要となったことから流用により対応したものでございます。17節備品購入費は、大規模改修工事業に伴う舞台用備品などの購入費でございます。4目、5目は、以上でございます。

○佐賀生涯学習課長 310、311ページをお願いします。つづきまして、6目公民館費でございます。こちらは、公民館8館の人件費、施設の維持管理に係る経費でございます。補正予算につきましてはコロナ対策で和式トイレの洋式化や水栓レバーの交換、一中公民館の空調設備故障に伴う予算でございます。水栓レバーと空調設備は年度内の工事が間に合わないことから、令和3年度に繰越しをしております。流用につきましては、雨漏り修繕のためでございます。1節報酬は、公民館指導員会計年度任用職員の経費でございます。11節需用費につきましては、次のページ、312、313ページの備考欄にございます地区公民館8館の光熱水費及び修繕料が主なものでございます。

コロナ対策として、災害時に自主避難所となる公民館において、密を避け情報収集手段の確保のため、Wi-Fiルーターを整備したものでございます。12節委託料につきましては、荒川沖の東部、西部地区学習等共用施設の指定管理料及び公民館の維持管理に必要な設備の保守点検等の経費でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、機器の使用料、借地料が主なものでございます。権利使用料につきましては、コロナ対策で設置したWi-Fiの有害サイトフィルタリングサービスでございます。314、315ページをお願いします。14節工事請負費の内、荒川沖西部学供空調機更新及び三中地区公民館受電設備改修につきましては、老朽化に伴う修繕でございます。トイレ改修工事は、コロナ対策で新治公民館を除く7館の全ての和式トイレを洋式トイレに改修したものです。なお、繰越しにつきましては、一中地区公民館の空調機の故障及びコロナ対策で各公民館の水栓レバー等の交換の工事でございます。7目生涯学習館費でございます。こちらは、文京町でございます、生涯学習館の管理に係る経費として、委託しております産業文化事業団職員の人件費及び光熱水費、施設の維持管理費が主なものでございます。7目までの説明は以上です。よろしくお願いたします。

○**下村委員長** ここまでで委員の皆様から質問等がありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** 次の説明の前に、換気のために暫時休憩としたいと思います。5午後2時5分から再開したいと思います。

### 【休憩】

(午後2時5分再開)

○**下村委員長** 休憩前に引き続き、予算決算委員会文教厚生分科会を行います。第8目博物館費から第12目青少年の家管理費まで執行部より説明願います。

○**木塚博物館副館長** 8目博物館費の主なものを御説明いたします。内容は施設の維持管理及び展示や教育普及事業を実施したものです。補正予算の増減の主なものは、職員の異動に伴う給料の差額でございます。繰越明許費142万9,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として、来館者用トイレなどの水栓レバー11個を交換するための12万9,000円と空調システム——チラーユニットのレシーバーの交換工事130万円の合計でございます。なお、水栓レバーは、部品の調達と交換までに1か月を要すること、また、レシーバーは特注で製作に3か月を要するため、令和3年度に繰越しました。1節報酬は、館長ほか受付職員など8名の会計年度任用職員の報酬でございます。7節報償費は、特別展の図録原稿、執筆謝礼、体験講座、講師への謝礼等でございます。8節旅費は、特別展の史料調査及び借用、返却に伴う旅費でございます。10節需用費の主なものは、特別展図録、ポスター、チラシなどの印刷製本費、電気代等の光熱水費、修繕費です。繰越明許費の12万9,000円は修繕料で、先に述べました水栓レバー11個の交換です。11節役務費ですが、通信運搬費は特別展等の展示資料の輸送に伴うものでございます。手数料は、土浦藩刀剣の研磨、歴史資料の修復、展示資料の写真撮影などでございます。316ページと317ページをお願いします。12節委託料は、主に施設、設備の保守や管理、収蔵試料の保存のための業務委託等ござい

す。13節使用料及び賃借料は、複写機使用料などがございます。14節工事請負費の繰越明許費130万円は、チラーユニットのレシーバーですが、特注で製作に3か月を要するため、工期を5月31日までに変更し、令和3年度に繰越しをいたしました。防火シャッター、危害防止装置の取付け工事は、館内の搬入口にあるシャッターに、非常時における挟まれ防止の安全装置を取付けたものでございます。展示ホールの空調機器のコイル交換工事は、老朽化したエアハンドリングユニット2台のコイルを交換いたしました。17節備品購入費は、土浦藩や土浦町にかかわる歴史資料を購入いたしました。318ページと319ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金は、日本博物館協会ほか2件の負担金です。8目の説明は以上です。

○武藤図書館長 318, 319ページをお願いいたします。9目図書館費について、御説明させていただきます。図書館費の主なものにつきましては、図書館の運営に係る人件費、図書購入などの需用費、図書館の管理運営等に係る委託料ならびに使用料及び賃借料等の経費でございます。補正予算につきましては、1,071万3,000円の減額となっておりますが、職員の人事異動に伴う1,343万8,000円の減額。また、新型コロナウイルス感染症対策事業としまして、電子書籍の購入、館内のトイレに便座除菌クリーナーの設置に伴う272万5,000円の増額補正をしたものでございます。1節報酬につきましては、図書館協議会委員の延べ15名分の会議出席の際の報酬でございます。7節報償費につきましては、図書館主宰の自主講座やイベント等の講師謝礼でございます。不用額77万1,000円につきましては、コロナの影響により、自主講座やイベントを中止としたためでございます。10節需用費につきましては、消耗品費、印刷製本費が主なものでございます。消耗品費は、主に市民の利用に供するために購入した図書、雑誌、新聞等の資料購入費でございます。印刷製本費は、図書館利用カード等の印刷費でございます。12節委託料につきましては、備考欄記載のとおり11件の委託となっております。図書館の運営にかかる窓口業務委託料のほか、施設管理にかかるエレベーター、空調設備の保守点検、清掃などの各委託料、また、所蔵図書の内を保管、管理しております自動化書庫の保守委託料等の経費でございます。つづきまして、320, 321ページをお願いいたします。13節使用料及び賃借料につきましては、1つ目の複写機使用料、5つ目の所蔵図書や利用者情報を管理する図書館管理システム使用料、アルカス土浦、市営駐車場の駐車料金無料化措置分の駐車場使用料などが主なものでございます。その他、権利使用料として、新聞等記事のバックナンバーの閲覧、検索ができるオンラインデータベース、電子書籍の貸出、インターネットによる音楽配信サービス等を導入し、利用者への情報サービスの充実を図っております。なお、不用額1,086万1,000円につきましては、駐車場使用料が、コロナの影響で臨時休館、開館時間の短縮等により、利用者が減少したことが主な要因でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、各図書館協会負担金、図書館の入るアルカス土浦管理負担金でございます。アルカス土浦管理負担金は、図書館、市民ギャラリー、銀行、学習塾の権利者で構成される管理組合に支払う負担金となります。施設管理運営費や光熱水費等に充当されております。不用額645万8,000円につきましては

は、アルカス土浦管理負担金が、コロナの影響による臨時休館、開館時間の短縮等により、光熱水費の減が主な要因でございます。9目図書館費の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○木塚博物館副館長** 10目市史編さん費の主なものを御説明します。内容は、土浦市の地域編さんを目的に、歴史史料の解説や整理等を実施したものです。1節報酬は、古文書の解説や史料のデータ整理、入力などを行う会計年度任用職員6名分の報酬でございます。8節旅費は、会計年度任用職員の通勤費及び茨城県が行った史料取扱研修会に伴う旅費でございます。10節需用費は、主に事務用消耗品や古文書目録第31集に伴う印刷製本費です。12節委託料は、市内に残る古文書を整理し、その目録の作成に伴うものですが、コロナ感染症拡大のため、整理の実施日を減らしたため36万円のところを28万5,000円減額いたしました。10目市史編さん費の説明は以上でございます。

**○佐賀生涯学習課長** 320, 321ページをお願いします。つづきまして、11目青少年育成費でございます。これは、青少年の健全育成事業に係るもので、放課後児童クラブ、放課後子供教室、成人式の開催などの経費でございます。補正につきましては、放課後児童クラブ支援員報酬の実績に伴う減額補正及びコロナ対策での水栓レバー交換などがございます。水栓レバーの交換並びに成人式に関する予算につきましては翌年度に繰越しをさせていただいております。1節報酬及び3節職員手当等は、青少年指導室、こどもランド、放課後児童クラブ支援員などに係る人件費でございます。7節報償費につきましては、青少年相談員及び放課後児童クラブ巡回指導員等の謝礼でございます。繰越しにつきましては、成人式の手話通訳料でございます。10節需用費につきましては、放課後児童クラブやこどもランドに係る経費でございます。繰越しにつきましては、成人式の消耗品費でございます。322, 323ページをお願いします。12節委託料につきましては、放課後児童クラブ、放課後子供教室の運営委託が主なものでございます。13節使用料及び賃借料につきましては、青少年センターや放課後児童クラブで利用する機器のリース料が主なものでございます。繰越しをしておりますのは、成人式で利用するクラフトシビックホール土浦及びテントの使用料でございます。14節工事請負費につきましては、繰越しとなっておりますのは、児童クラブの水栓レバーの交換工事でございます。17節備品購入費につきましては、遊具でございますが、子供たちのために使ってほしいということで、つちうら祭会、土浦祭囃子会、桜神連合、雅連合の皆様から寄付をいただいたものでございます。ウララ2の8階にございますこどもランドに、ジャングルジムと消耗品の方でおままごとセットを購入させていただいたものでございます。18節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、茨城県子ども会育成連合会負担金ほか3件でございます。補助金につきましては、土浦市子ども会育成連合会事業補助金ほか1件でございます。子ども会育成連合会事業につきましては、当初予算が100万円でしたが、主な行事がコロナの影響の為に中止となったことから、89万5,000余円を返納いただいております。23節償還金利子及び割引料につきましては、放課後児童クラブ運営に係る子ども子育て支援国庫交付金が翌年度清算とな

りますことから、令和元年度の超過交付分を清算し、返還したものです。つづきまして、12目青少年の家管理費でございます。こちらは、乙戸にございます青少年の家の施設の維持管理に係る経費でございます。13節報酬は、会計年度任用職員2名の報酬でございます。324、325ページをお願いします。13節委託料につきましても、施設の維持管理に係る経費でございます。14節使用料及び賃借料につきましても、青少年の家の土地所有者5軒と契約している借地料が主なものでございます。12目までの説明は以上です。よろしくお願いたします。

○**下村委員長** ありがとうございます。生涯学習課長、少し節がずれているのですが、説明と。タブレットで見て、例えば今14節といった話が13節です。

○**佐賀生涯学習課長** 大変失礼いたしました。13節委託料のところから12、13と1つずつずれていたと思います。大変失礼いたしました。

○**下村委員長** 大丈夫ですね、そうしたならね。ずれているのは、確認していますね。それだけすみません。それでは、ここまでで委員の皆様から質問等がありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** ないようですので、次に第6項保健体育費について執行部より御説明願います。

○**大橋スポーツ振興課長** 324、325ページをお願いします。6項保健体育費、まずは1目の保健体育総務費をお願いします。保健体育総務費はスポーツ推進委員やスポーツ振興課全般に係る経費で、人事異動に伴う人件費一人分の697万1,000円の減額補正を経て、325ページにありますとおり支出済額は2億1,597万9,423円。令和元年度に比べ890万円ほど、約4パーセントの減でございます。13節報酬はスポーツ推進委員72人分、会計年度任用職員1人分の報酬です。2節給料、3節職員手当、4節共済費は、スポーツ振興課、川口運動公園管理事務所、武道館及び学務課の学校保健担当の計16人分の人件費でございます。11節役務費は、スポーツ推進委員の保険料となります。18節負担金補助及び交付金は、327ページにかけて、備考欄に記載の上部組織である4つの団体への負担金。スポーツ推進委員協議会への補助金は、例年22万6,000円の補助金ですが、コロナ禍での事業規模縮小により15万1,000円返納し、7万5,000円の決算となっております。27節繰り出し金は、木田余グラウンドの用地取得に係る償還金について、公共用地先行取得事業特別会計に繰り出したものでございます。つづきまして、同じ326ページ、327ページの2目社会体育振興費です。社会体育振興費は、市民の健康増進、体力づくりのための各種大会開催及び地域スポーツの充実のための学校開放事業に要する経費でございます。市民体育祭の中止と小中学校の大会参加補助金の2つの項目で、合わせて1,222万円の減額補正をいたしました。2目社会体育振興費は、支出済額2,251万5,353円で令和元年度歳出と比べ1,600万円強少なく、41、8パーセントの減となりました。大きなものでは、12節委託料において、例年ですと市民体育祭の各地区への委託料がございますが、一律中止といたしましたので657万6,000円を12月議会にて減額補正させていただきました。更に18節補助金においては、コロナで軒並み

大会等が中止となったことに伴い、体育協会、スポーツ少年団ともに返金措置。小中学校児童生徒各種大会参加等補助金は、総体をはじめ関東、全国大会が中止のため3月議会で564万4,000円、同様に減額補正しております。18節では、かすみがうらマラソンが30回記念大会として増額となりましたが、減額となったものは1,100万円以上でございました。つづきまして、同じ327ページの3目体育施設費でございます。体育施設費ではコロナ禍において、実に大きな変動がございました。コロナ対策でのトイレの洋式化工事等、それと水郷体育館の委託料、この2件で3,930万ほどの増額。一方で水郷プールをはじめとし、光熱水費や契約差金、合計3,740万ほどの減額補正を経て、結果その差額が326ページにお示しのとおり、188万4,000円の増額補正となったものです。3目体育施設費の支出済額は、2億1,312万9,008円。令和元年度支出より1億5,300万円以上低い、41.8パーセントの減となりました。主な歳出ですが、1節報酬は、武道館や乙戸テニスコートなど4施設、会計年度任用職員延べ9人分の人件費でございます。10節需用費、光熱水費では、新治トレーニングセンターのLED化やコロナによる施設閉鎖に伴い、電気代、水道代に多額の不用額が生じました。3月議会において、544万1,000円の減額補正をいたしました。329ページをお願いします。12節委託料でございます。霞ヶ浦文化体育会館に始まり、331ページの水郷プール管理委託料から最後の新治グラウンド人工芝整備手法調査委託まで、延べ30件の委託業務でございます。大きな動きがあったものでは、水郷プールの特別営業等のため、12月議会で2,146万5,000円の減額補正。3月議会では、2件の契約差金116万2,000円の補正減とさせていただきます。委託料合計では、令和元年度に対し2,265万円ほど、11.9パーセントの減となりました。13節使用料及び賃借料は、武道館駐車場及び南部地区運動広場の借地料。それと、新治トレーニングセンター、宍塚小、一中校庭の3か所のLED照明借上げ料が主なものでございます。14節工事請負費については、感染症対策として市内体育施設7か所のトイレの洋式化、蓋掛け、水道蛇口のレバーハンドル化で、3月議会で2,946万1,000円を補正増で計上し、翌令和3年度に繰越ししております。22節償還金につきましては、コロナ禍にあつて、まさに稀な水郷プールの使用料の回数券等の払戻し、返金に応じたものでございます。大変駆け足でしたが、スポーツ振興課からは以上でございます。

○**田中学務課長** つづきまして、4目学校保健管理費について御説明いたします。学校保健管理費は、児童生徒及び教職員の各種の保健管理に係る経費です。補正予算につきましては、学校における新型コロナウイルス集団感染防止のための保健衛生用品の購入経費として、7月、9月、12月議会で増額補正をしております。なお、年度内の事業終了が見込めないことから、令和3年度に一部繰越しをしております。繰越明許費につきましては、学校保健用消耗品として消毒用アルコール、使い捨て手袋など新型コロナウイルス感染症拡大の影響により品薄となり、年度内に納品されなかったことから、需用費消耗品の繰越しを行ったものです。それでは各節について御説明いたします。1節報酬は、学校医47人、学校歯科医32人、学校薬剤師16人の計95人分の報酬と、教

育委員会産業医の報酬でございます。8節報償費は、就園、就学時の健康診断に対する担当医、延べ54人への謝礼でございます。10節需用費の消耗品につきましては、先ほど御説明いたしました、繰越し等を行った学校における集団感染防止のための保健衛生用品などです。332ページ、333ページをお願いします。12節委託料は、備考欄に記載のとおり、教職員及び児童生徒の各種検診に係る経費で、心臓検診委託料や教職員定期健康診断委託料などでございます。18節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、園児及び児童生徒が園や学校で怪我などをした場合の保険として加入する日本スポーツ振興センター災害共済への負担金が主なものでございます。4目学校保健管理費は、以上でございます。

○寺崎学校給食センター長 5目学校給食費です。学校給食費は、第1、第2の旧学校給食センター、そして、令和2年9月から稼働となった学校給食センターの管理運営経費、給食提供に係る経費並びに新学校給食センターの整備に係る経費でございます。補正予算については、3月議会の補正減でございますが、4、5月の臨時休校に伴い、給食センター自体が稼働をしなかったため、抑えられた燃料費、光熱水費、食材費などの需用費、委託料などの付随費用が主なものです。特に、賄材料費が第1、第2センターと併せると、約7割近くを占めております。また、繰越額につきましては、継続費である学校給食センター再整備工事監理委託料及び工事請負費でございます。それでは、各節の主なものについて御説明申し上げます。1節報酬から4節共済費までは、学校給食センターに従事する職員6名及び非常勤職員等の人件費でございます。8節旅費は、令和2年度から学務課保健係から移管となった学校給食配膳員50人分を含む会計年度任用職員の通勤費用です。10節の需用費は、次のページにわたりますが、学校給食センターの管理運営及び給食調理にかかる消耗品、燃料費、光熱水費、修繕料等でございます。そして、335ページ備考欄にございます賄材料費については、児童、生徒、教職員など、約1万1,000人分の食材購入費等でございます。この中には、備蓄用のカレー1万2,000食分及び令和2年度に関しては、新センター立ち上げに係るリハーサル用の食材費も含まれます。11節役務費のうち手数料とございますが、主なものとしては、新センターの水道加入金や職員の保菌検査手数料などです。12節の委託料は、旧センター及び新センターの維持管理、運営、そして、新センターの建設にかかる工事監理などでございます。主なものですが、備考欄中ほど9項目めに記載されております給食輸送委託料。これは、2トントラックが旧センター11台、新センター13台で給食を運搬、回収する経費でございます。その3項目下の給食センター調理等委託料は、給食の調理、食器洗浄、衛生管理などの業務を委託しております。下の方から3、4項目目の学校給食センター再整備に係る工事監理委託料でございますが、こちらは、平成30年度から令和2年度までの3年間の継続費となっており、令和元年度の繰越分と令和2年度分となっております。337ページの13節使用料及び賃借料については、学校給食センターの3ブロックに分けた献立と食物アレルギー除去食の献立を作成する、学校給食管理システムほか事務機器使用料でございます。14節工事請負費につきましては、学校給食センター再整備工事費です。こちらにつきましても、平成30年度から令

和2年度までの3年間の継続費となっており、令和元年度の繰越分と令和2年度分などとなっております。繰越分が2段に分けて表示されておりますが、下の4,573万8,000円分の方ですが、こちらは繰越明許費としてセンター工事に併せて整備した、新治トレーニングセンターの外構、駐車場工事分でございます。17節備品購入費につきましては、新センター管理運営用備品の購入費です。調理用備品が、大きな割合を占めますが、単価が大きいものを挙げますと、コンテナ食器洗浄機、真空冷却機、フライヤー、コンベクションオーブン、回転窯、大型冷蔵庫などがございます。19節扶助費は、子育て支援として行った6,7月分の給食無料化事業において、その恩恵を受けられなかった、給食の全部又は一部を停止している保護者73名に給食費相当分について、費目を設定し支援金を支給したものです。21節補償補填及び賠償金は、令和2年3月の新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校の臨時休業に伴い、給食を停止したことにより生じた食材納入業者、10業者なんですけど、その損失等に対し支給した補償金でございます。5目の説明は以上です。よろしくお願いたします。

○**下村委員長** ここまでで委員の皆様から質問等がありますか。

○**塚原委員** 体育施設費の委託料ですね。331ページ。ここに、体育施設利用者対応に係る弁護士委託料とあるのですけれども、内容を教えていただいてもよろしいですか。

○**大橋スポーツ振興課長** 体育施設、様々な施設がございますが、新治トレーニングセンターの利用客との間でトラブルがございまして、その代替施設の要求ですとか、そういうのが具体的にございまして、事態が正直どんどん悪い方へ行っちゃいまして、その対応について弁護士に委託したものでございます。内容としましては、着手金が11万円で、そのほかは配達証明ですとか、そういったものの実費の対応となっております。以上でございます。

○**塚原委員** 給食センターができたことにもかかわることですか。それとも、また別ですか。

○**大橋スポーツ振興課長** 給食センターとは絡まずに、今回のコロナの影響によりまして、予約していたのを別の日に振り返るなり、あるいは、そこで手違いがあったりということで、お互いが気持ち良いやり取りができないまま、悪い方に悪い方に行っちゃったという。

○**鈴木委員** 337ページの給食停止者支援金のところで、給食停止者というのは何人位いて、どういう理由なのかというのを教えていただきたいのですが。

○**寺崎学校給食センター長** 給食停止者の具体的な数字は、正確な数字は御用意してないので、後ほど提示させていただきたいと思っております。給食停止者というのは、大きくはアレルギーを保有しているお子さんがいる御家庭で、給食のおかず又は牛乳の部分を停止している方でございます。今はアレルギー除去食の提供を行っておりますので、乳及び卵のアレルギーを持つ方に関しましては、その除去食を提供させていただいておりますが、その除去食でカバーできない部分で、実際に給食の方を食べないで停止をして、お弁当をお持ちのお子さんがある御家庭でございます。

○**下村委員長** 説明資料は、後でお願いします。

○福田委員 335 ページ PCB 含有調査委託料なのですが、これは食材に対する調査なんですか。

○寺崎学校給食センター長 すみません、聞き取れなかったのもう 1 度お願いします。

○下村委員長 PCB 含有調査委託料についてを御説明ください。

○寺崎学校給食センター長 こちらは、実際に排出しました第 1 学校給食センター、そして第 2 学校給食センター。そちらで配備していましたエアコンですね。そちらに含まれている PCB、それについての含有量というのを調査させていただきました。

○福田委員 エアコン。

○寺崎学校給食センター長 エアコンを含む空調設備です。

○福田委員 同じく 335 ページのフロン収集運搬委託料と 337 ページの冷蔵庫フロン排出定期点検委託料、これについて説明をお願いいたします。

○寺崎学校給食センター長 335 ページのフロン収集運搬委託料につきましては、センターを廃止する第 1 給食センターのフロンについて、撤去、収集する委託料でございます。そして、337 ページの冷蔵庫フロン排出定期点検委託料につきましては、新しくできました学校給食センターで、フロンの排出について定期的に点検を掛ける委託料でございます。

○福田委員 フロンの排出というのは、冷蔵庫からフロンが漏れるということですか。

○寺崎学校給食センター長 いえ、漏れるということではなくて、事故も含めてフロンの排出を定期的に点検するというのが義務付けられているため、それに対して調査を行うということでございます。

○下村委員長 少しいいですか、センター長。話をまとめますけれども、新しい学校給食センターの冷蔵庫は、定期的に点検をすると。その点検の中にフロンも点検項目があって、義務化されているということで別に計上して。もう 1 つ、第 1 学校給食センターとおっしゃいましたかね、最初にね、フロン収集運搬委託料は第 1 学校給食センターの方の古いエアコンですかこれは。

○福田委員 冷蔵庫でしょ。

○下村委員長 冷蔵庫かエアコンか分からないのです。そこだけすみません。

○寺崎学校給食センター長 申し訳ございません、説明が。これは、冷蔵庫の方も当然含みます。

○下村委員長 もうちょっとすみません。冷蔵庫とそれだけですか。エアコンもですか。

○寺崎学校給食センター長 冷蔵庫とエアコンの分です。

○下村委員長 実は、フロンガスって古いエアコンは、大気中に放出するというのは駄目なので、回収して処理しなければならいというので、やったんだろうと思うのですが。センター長、古いから撤去するために収集したのですか。

○寺崎学校給食センター長 そのとおりでございます。実際に第 1 給食センターの方を稼働を止めるためには、フロンの撤去が必要となりますので、そのために行ったものでございます。

○田子委員 333 ページの教職員ストレスチェックについてお伺いします。どれくら

いの方の先生方が受けられて、高ストレスを抱えてらっしゃると出たのは、どれくらいの方の先生の割合なのか教えてください。

○**田中学務課長** まず、ストレスの検査を受けた先生が、全部で対象が761人中、受験した方が681人。受験率が89.5パーセントでございます。そのうち、高ストレス判定を受けた教職員の方が46名と。うち、産業医の方に面談を申し出た方が1名。で、実施しております。以上でございます。

○**下村委員長** ほかにございますか。

○**田中学務課長** 先ほど鈴木委員から御質問いただきました、337ページの学校給食センターの19節の扶助費の給食停止者支援金の対象人数ということですが、73名でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。ここで審査の方は、教育委員会が終わりなのですが、執行部の方から何か説明等ありますか。ほかに。

(「特にございません」の声あり)

○**下村委員長** それでは、換気と入替えのため、暫時休憩といたします。教育委員会の皆様ありがとうございます。お疲れさまでした。

#### 【休憩】

(午後2時57分再開)

○**下村委員長** それでは、再開いたします。次は特別会計ということになりますが、その前にこども未来部の方から、先ほどの質問に対する御回答をいただけるということで、まずは菊田課長よろしく申し上げます。

○**菊田こども政策課長** 午前中に塚原委員から、決算書181ページの民間保育所等運営費補助金につきまして、民間保育所から保育士の方へ確実に支払われているのかといった御質問について、お答えさせていただきます。この民間保育所等運営費補助金につきましては、補助金交付の方法につきまして、交付要綱で定めておまして事業者に対して交付すると。保育士個人個人ではなくて、事業者に対して交付すると定めております。事業者に対して交付した補助金、これが保育士に確実に支払われているのか、これにつきまして2点において確認作業を行っております。1点目は、賃金台帳。各保育施設から、その事業所の様式にはなるのですけれども、各保育士についての賃金台帳、原本証明付きの賃金台帳をいただいております。この賃金台帳の中には、賃金の明細が、毎月の支払の明細が出ているんですけれども、その中にお手元にある、ある施設の明細書の中では、その中の項目として土浦市の単独補助という項目がございます。ここに正職員であれば1万5,000円、非常勤職員であれば5,000円、それが毎月その分の金額が、記載がございます。こういった賃金台帳、原本証明付きの賃金台帳をいただくことで、給与の支払いの中に含まれているというの確認を、まずしております。もう1点、給料に含まれていることが、それが確実に支払われているのか、保育士の手元に行っているのかにつきましては、支払いの確認書というものを取っております。イメージとしては、領収書に代わるようなものがございます。内容としまして土浦市の要綱に基づいて人件費の補助、この処遇改善の人件費の補助が行われていることの説明

を受けたこと。そして、その人件費の支払いを受けたことの確認。これにつきまして、確認日と自署による署名、そして金額ですね。これを記載していただいた支払い確認書というものをいただいております。これらの2点におきまして、事業所から保育士の方へ補助額が支払われていることの確認をしているものでございます。以上でございます。

○塚原委員 ありがとうございます。実際、この正職員が1万5,000円、臨時の人が5,000円と。これ2万円ですよ。それが全て、この市からの補助が先生に行っているというよりも、ある程度施設でも働いている人たちの環境を改善するために、いくら使っていいとかそういうのがあるのか。それともこの1万5,000円と5,000円で掛ける何人といって市から渡しているのか、それだけちょっと教えていただいてもいいですか。

○菊田こども政策課長 市から事業所に支払った額について、事業所の方でお金の使い方の方の裁量権があるかどうかということにつきましては、それはないということでございます。それは確実に賃金の方に反映していることを、それをこちらで先ほどの2点の書類によりまして確認をして、それで支払いをしているものでございます。

○塚原委員 分かりました、ありがとうございます。

○下村委員長 菊田課長。今の話は、新聞でも報道されたかと思うんですよ。なかったかな。保育士さんが補助金は園の方に入ってしまっ、自分たちはもらえないよってなんかあったような気がするんですよ。ここではないですよ、よそで。ほかの県外かどっかの市町村かどっかで。そういう記憶があるんですけども、今の確認の仕方、補助金を出してますよという確認の仕方が間接的なんじゃないのかなという気がするんですよ。直接自分たちの、市の職員の手でその現場に行って、たまに確認しているのかということが大切なのかなと思うんですよ。所謂報告書で出てきて、はいはいと全てオッケーなのかどうかということの方が少し曖昧になってしまうような気がする。だから、たまにはチェックをするという、そのためには行かなければいけないということも大切なのかなと。何かを調査したり、見たり、聞いたりという、そういったことをしなければならぬというのが、あるんだろうと感じますので、その辺の御検討をお願いします。塚原委員のおっしゃっていることは、十分に御理解いただけたと思うのでまずはよろしく願いいたします。次に、塚本課長から何か御報告ありますか。

○塚本高齢福祉課長 午前中の一般会計の説明の中で、訂正をさせていただきたいと思っております。目黒委員から御質問がありました、163ページの寝たきり老人等日常生活用具給付費の内訳についてでございますが、説明ではシルバーカー3件、火災報知器1件というお答えをさせていただきましたが、この件数につきましては申請に基づき給付券を発行した件数でございました。実際に発行したこの4枚の給付券の利用について、販売業者から請求があった件につきましては、シルバーカーの1台分ということでしたので、決算の件数といたしましては、このシルバーカー1件ということではございませんので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○下村委員長 ここで、こども未来部の加藤部長とこども政策課の菊田課長が退席となりますので、ありがとうございます。それでは、早速ですが特別会計の国民健康保険

特別会計，実質収支に関する調書を含む。ここの部分を説明願います。

○元川国保年金課長 370ページ，371ページをお願いいたします。まず始めに，国民健康保険制度につきましては，平成30年度からの制度改革により，県が財政運営の責任主体となりましたことから，市の会計におきましては，県が市町村ごとに決定する国民健康保険事業費納付金を，市が国民健康保険税を主な財源として県に支払い，市町村の保険給付費の支払いに必要な費用等が，県から市に交付されることとなっております。歳入決算額の収入済額合計は，371ページの下段に記載のとおり，140億4，503万余円，前年度比で10億5，508万円余円，7.0パーセントの減となっております。減額の主な要因につきましては，新型コロナウイルス感染症の影響や被保険者数の減少に伴う，保険給付費の減額による県支出金の減収。赤字削減，解消計画に基づく一般会計からの法定外分の繰入金の減額等によるものでございます。372ページ，373ページをお願いいたします。次に，歳出でございます。歳出決算額の支出済額合計は，373ページの下段に記載のとおり，138億4，261万余円，前年度比で11億1，297万余円，7.4パーセントの減となっております。減額の主な要因につきましては，県の決算剰余金活用による国民健康保険事業費納付金の大幅な減額，新型コロナウイルス感染症の影響や被保険者数の減少に伴う保険給付費の減額等によるものでございます。374ページをお願いいたします。令和2年度歳入歳出差引残額は，2億242万4，378円で，この全額を令和3年度会計に繰越しするものでございます。続きまして，歳入歳出事項別明細書でございます。376ページ，377ページをお願いいたします。歳入の事項別明細から御説明いたします。はじめに，国保の加入状況でございますが，令和2年度末の加入世帯は，2万737世帯，前年度比で121世帯，0.6パーセントの減でございます。被保険者数は3万1，973人，前年度比で660人，2.0パーセントの減となっております。1款国民健康保険税でございます。県に対して支払う国民健康保険事業費納付金の主な財源となるものでございます。総額では，前年度比で6，219万9，875円，1.9パーセントの減となっております。令和2年度決算額における一般被保険者分，退職被保険者分を合わせた現年度分の収納率は90.0パーセントで，前年度比0.7パーセントアップしております。1目一般被保険者国保税，2目退職被保険者等国保税とも，医療給付費分，後期高齢者支援金分，介護納付金分の3つの区分に分かれており，この後説明させていただきます歳出の第3款国民健康保険事業費納付金の各項に充当される財源となるものでございます。なお，1目一般被保険者国保税の1節医療給付費分現年課税分から3節介護納付金分現年課税分について，新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の国保税の減免に伴い，3月議会で減額補正を行っております。378ページ，379ページをお願いいたします。4款国庫支出金につきましては，令和元年度の77万4，000円に対して，令和2年度は1，732万3，000円の増となっております。主なものは，1項，1目災害臨時特例補助金で，東日本大震災の福島原発事故に伴う避難者の国保税等の減免分を補填するためのものに加えて，新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の国保税の減免分に対して，交付されるものが新たに加わ

りましたことから、対象経費の増加により3月議会で増額補正を行っております。380ページ、381ページをお願いいたします。5款県支出金は、市の保険給付に要する費用等が県から交付されるものでございます。前年度比で8億887万8,968円、8.1パーセントの減となっております。1目、1節普通交付金は、被保険者の医療費である保険給付費の支払に必要な費用が、県から全額交付されるものでございます。2節特別交付金の主なものですが、備考欄1行目の保険者努力支援分は、各保険者における医療費適正化や収納率の向上等、国保が抱える課題に対する取り組みなどの努力に対して、点数に応じた支援金が交付されるもの。2行目の特別調整交付金分は、市町村の特別な事情等を考慮して交付されるもの。また、3行目の県繰入金（2号分）は、県の国民健康保険運営方針に対する取り組み状況の評価や財政力等を勘案した算定額が交付されるものでございます。7款繰入金は、一般会計からの繰入金でございます。前年度比で2億5,724万408円、17.0パーセントの減となっております。382ページ、383ページをお願いいたします。1目、1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）は、一般被保険者の低所得者に対する保険税軽減分として、2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）は、低所得者が多い保険者の支援分として、一般会計に交付された国、県支出金に市費分を合わせて同会計から繰り入れるもので、額の確定により、3月議会でそれぞれ増額補正しております。6節その他一般会計繰入金は、収支不足分を補填するために、法定外分として計上している繰入金でございます。8款繰越金でございます。1目繰越金は、令和元年度の決算剰余金で、3月議会で予算化しております。9款諸収入でございます。1項、1目延滞金は、国民健康保険税の延滞金でございます。384ページ、385ページをお願いいたします。3項雑入でございます。1目一般被保険者等第三者納付金は、交通事故等の第三者の不法行為による保険給付について、県国保連合会に損害賠償の求償事務を委託して収納した賠償金でございます。3目一般被保険者返納金は、国保の資格喪失後に医療給付を受けた場合など、不当利得に係る返納金でございます。なお、収入未済額660万5,662円につきましては、返還請求をしておりますが、未納となっているもので、引き続き返還請求を行ってまいります。歳入は、以上でございます。386ページ、387ページをお願いいたします。つづきまして、歳出の事項別明細について、御説明いたします。1款総務費でございます。1項、1目一般管理費は、国保給付係の人件費と国保事務執行に係る一般事務経費で、執行率は96.6パーセントでございます。2目国保連合会負担金は、県国保連合会に保険者として加入する市町村負担金でございます。2項徴税費は、国保税の賦課事務に係る経費でございます。1目徴税総務費は、国保賦課係職員8名分の人件費でございます。2目賦課徴収費は、国保税の賦課に係る事務経費で、執行率は96.3パーセントでございます。388ページ、389ページをお願いいたします。12節委託料の主なものは、備考欄1行目の電算委託料で、国保加入者の資格、給付管理の共同電算処理や被保険者証の作成等の電算業務委託料でございます。3項運営協議会費は、国保事業運営上の重要事項等について審議するために、法令に基づき設置する国保運営協議会の経費でございます。2款保険給付費につきましては、国保特別会計の歳出総額の65.7パーセント

を占めており、対前年比では7億7,828万8,878円、7.9パーセントの減となっております。減少した理由といたしましては、被保険者数の減少、新型コロナウイルス感染症の影響などが考えられます。1項、1目一般被保険者療養給付費は、一般被保険者の診療や入院時などの給付分で、前年度比で6億4,643万4,600円、7.7パーセントの減となっております。2目退職被保険者等療養給付費は、退職被保険者の診療や入院時などの給付分でございます。390ページ、391ページをお願いいたします。2項高額療養費は、1か月間の医療費の自己負担が高額となった場合に、自己負担限度額を超えた分が支給されるもので、1目が一般被保険者分、2目が退職被保険者分の高額療養費負担金でございます。392ページ、393ページをお願いいたします。4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は、被保険者が出産した際に、42万円を限度として支給するもので、執行率は56.4パーセントでございます。394ページ、395ページをお願いいたします。5項葬祭諸費、1目葬祭費は、被保険者が死亡した場合に、葬儀を執り行った方に葬儀費用として5万円が給付されるもので、執行率は99.5パーセントでございます。6項傷病手当諸費、1目傷病手当金は、新たなもので、新型コロナウイルス感染症に感染、または、感染が疑われる被用者が、療養のため労務に服することができない時に、療養中の生活保障として支給するもので、実施に当たり、5月臨時会で増額補正を行っております。3款国民健康保険事業費納付金でございます。制度改正により、県が市町村ごとに算出した額を国民健康保険事業費納付金として県に支払うもので、1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金分、そして、396ページ、397ページの3項介護納付金分の3つに区分されており、合計37億7,330万8,592円で、前年度比では6億3,954万9,179円、14.5パーセントの減となっております。これは、被保険者数の減少等に伴う医療費の減、県の決算剰余金活用等により当該納付金の軽減措置が取られたことなどによるものでございます。398ページ、399ページをお願いいたします。5款保健事業費でございます。1項、1目特定健診等事業費につきましては、保険者に義務付けられている特定健診事業において、メタボリックシンドロームに着目した健診に取り組み、生活習慣病予防対策や生活習慣の改善指導を実施するための経費で、執行率は68.3パーセントでございます。なお、特定健診の令和2年度の受診率は、速報値で30.9パーセントとなっております。歳出の主なものは、12節委託料の備考欄2行目の健診委託料で、市内や近隣の医療機関、県総合健診協会、市医師会に対する特定健診及び特定保健指導の委託料、また、18節負担金補助及び交付金の備考欄にございます特定健診関連人間ドック等補助金は、人間ドック、脳ドック受診者の特定健診に該当する項目分に対する補助でございます。2項保健事業費、2目疾病予防費は、医療費適正化対策として実施している診療報酬明細書の点検や、特定健診対象以外の分に対する人間ドック健診補助金などに係る経費でございます。執行率は、75.9パーセントでございます。歳出の主なものは、400ページ、401ページ、18節負担金補助及び交付金の備考欄に記載の補助金で、1行目の生活習慣病検診補助金は、受診の効率化を図るため、市が行う基本健診に合わせて癌検診等を行っており、国保被保険者分の当該検診費用を補助するものでございます。また、

その下の人間ドック健診補助金及び脳ドック健診補助金につきましては、特定健診項目以外に対して市単独で助成を行っているもので、先ほど説明させていただいた特定健診関連人間ドック等補助金と併せて補助金として支出しております。6款基金積立金は、国保特別会計分の財政調整基金積立金で、3月議会で増額補正を行い、積立てを行っております。7款諸支出金でございます。1目一般被保険者等保険税還付金は、社会保険等への切替えや転出に伴う国保税の過年度分の過誤納還付金で、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免に伴う還付金分として、12月議会で増額補正を行っております。歳入、歳出の事項別明細につきましては、以上でございます。493ページをお願いいたします。こちらの下の表が国民健康保険の実質収支に関する調書でございます。国民健康保険の実質収支は、歳入総額が140億4,503万6,000円、歳出総額が138億4,261万2,000円で、歳入歳出差引額は、2億242万4,000円となります。4の(1)から(3)に記載の継続費通次繰越、繰越明許費等の翌年度へ繰り越すべき財源はございません。従いまして、令和2年度決算における実質収支額は、2億242万4,000円となるものでございます。以上が、令和2年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございます。

○**下村委員長** ここまでで委員の皆様から質問等がありますか。

○**奥谷副委員長** 394ページの傷病手当金、昨年新たにコロナ対応の傷病手当金ができたという話が先ほどありましたけれども、これの支給の内容と支給人数について教えていただけますでしょうか。

○**元川国保年金課長** 傷病手当金につきましては、まだ見込みが立たない状況で、実施ということで、補正予算400万円。その算出根拠といたしましては、延べ60人位が2週間程度の療養を必要とした場合を想定して、補正の増額をお願いしたところだったのですけれども、実際こちらに申請があって、支給した人数で申し上げますと6名という状況でございました。期間も、2週間とかそういった期間の方ではなくて、金額的には18万7,000円の支給となっております。ちなみに、この6名は全員感染された方でした。簡単ですが、説明は以上でございます。

○**塚原委員** 今に関連してなのですがすけれども、これについてはホームページとかなんかで、告知しているかと思うのですがすけれども、知っている人いるのかな。実際、私も知らなかったもので、申し訳ない勉強不足で。

○**元川国保年金課長** こちらもいろいろな状況、先ほどもおっしゃったホームページとか、機会がある事に周知しているつもりではいるのですがすけれども、ただ、やはり皆さんが知っているかと言われると、ちょっと大丈夫ですとは言えないので、今後も周知を、まだ継続している事業ですので、努めてまいりたいと思います。あと、今年度になってから結構件数が上がってきている状況なので、今は感染が落ち着いてますけれども、結構周知の効果も出ているのかなと感じているところなのですがすけれども、今後も周知徹底に努めたいと思います。

○**塚原委員** よろしくお願ひします。

○**矢口委員** 私もコロナ関係でお伺ひします。令和2年度1年間で、結果的にコロナの

影響が出てきた決算だと思っているのですが、全体を通して、先ほどの個別の説明でもコロナの影響で、支出が減った部分が確かあった気がしましたがけれども、全体の部分で、実質収支の部分でどういうふうな影響があったか簡単に教えていただけますか。

○元川国保年金課長 全部コロナになってしまうのですけれども、やはりコロナの影響は大きいかと考えております。まず、受診控え。例えば、今まで月何回も行っていた方が月1回に控えているとか、あるいは、コロナの防止もあっての感染予防が皆さん徹底していることで、風邪とかそういったものも今まで以上に減っている、呼吸器の病気も減っているとか。そういったことで複雑なものがかからまって、一番大きいのは医療給付費がかなり、これは全国的に新聞報道とかでもありますけれども、国の方もこれまでにない減り幅というような報道もございます。本市でも同じような状況でございます、その医療費が跳ね返って納付金とかそういったところに来るものでございますので、そういうのが連動して予想していた受診状況とかよりもかなり、人間ドックもそうですし、総合検診とかも例年よりかなり減っている、こまごまとしたものが減って、全体的に圧縮されて減っているような状況かなと考えます。ちょっと拙い説明で申し訳ありません。以上でございます。

○矢口委員 とりあえず良い悪いは別にして、財政的にはプラスになっているということですよ。数字の上では。

○元川国保年金課長 赤字ではなく、差し引きで単純計算をすれば黒字ということで、基金の積立ても結構な金額を積み立てることができていますので、財政は国保特会に限りましては赤字にはなっていない状況でございます。

○田子委員 短期と留置きについて前年度比較で教えていただけますか。

○元川国保年金課長 短期の保険証の件でよろしいでしょうか。前年度の数字が手元にないのですけれども、今年度確認したところ短期被保険者証が1,691世帯に発行しております。こちらの発行の際には、まず予告通知を送付させていただいた上で、納税相談等を実施の上、交付という手続きを取っているところでございます。

○田子委員 留置きについてもお願いいたします。

○元川国保年金課長 すみません、失念しておりました。留置きは実施しておりません。これは、昨年同様です。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 次に、後期高齢者医療特別会計(実質収支に関する調書を含む)。こちらの説明を、執行部よりお願いいたします。

○元川国保年金課長 後期高齢者医療特別会計について御説明させていただきます。406ページ、407ページをお願いいたします。始めに、後期高齢者医療制度につきましては、平成20年度に開始となりまして、75歳以上の方は、それまで加入していた国保や各種健康保険組合、共済組合等の被用者保険の資格がなくなり、後期高齢者医療制度に加入することになるものでございます。制度の運営は、県内の全市町村で構成する茨城県後期高齢者医療広域連合が行っており、市の業務といたしましては、広域連合

が賦課した保険料の徴収のほか、医療給付等に係る申請や届け出など、被保険者の窓口対応が主なものでございます。歳入決算額の収入済額合計は、407ページの下段に記載のとおり、20億105万余円、前年度比で2億3,337万余円、13.2パーセントの増となっております。増額の主な要因につきましては、被保険者数の増加、保険料の改定に伴う保険料の増収によるものでございます。408ページ、409ページをお願いいたします。次に、歳出でございます。歳出決算額の支出済額合計は、409ページの下段に記載のとおり、19億9,772万余円、前年度比で2億3,264万余円、13.2パーセントの増となっております。増額の主な要因につきましては、広域連合に支払う納付金の増額によるものでございます。410ページをお願いいたします。令和2年度歳入歳出差引残額は、333万2,098円で、この全額を令和3年度会計に繰越しするものでございます。412ページ、413ページをお願いいたします。歳入歳出事項別明細書について御説明いたします。まず、後期高齢者医療の加入状況でございますが、令和2年度末の被保険者数は2万774人で、前年度比で229人、1.1パーセントの増となっております。なお、令和4年度以降、団塊の世代が、順次、後期高齢者医療制度に移行することから、今後、ますますの被保険者数の増加が見込まれます。第1款後期高齢者医療保険料は、被保険者の医療給付費に充てる財源として徴収するもので、年金から差し引かれる特別徴収と納付書により納付する普通徴収の2つの納付方法がございます。総額では、前年度比で1億8,250万1,345円、13.0パーセントの増となっております。令和2年度決算額における1目特別徴収保険料と2目普通徴収保険料の現年度分、過年度分を合わせた全体収納率は98.5パーセント、前年度比で0.2パーセントアップしている状況でございます。第3款繰入金でございます。1目事務費繰入金は、職員の人件費や電算処理業務委託料などの事務費に対する一般会計からの繰入れで、人事異動に伴う職員人件費の減により、12月議会で減額補正を行っております。2目保険基盤安定繰入金です。414ページ、415ページをお願いいたします。備考欄1つ目の低所得者の保険料軽減分は、低所得者の保険料軽減分の一定割合を公費で負担するため、一般会計に交付された県支出金に市費分を合わせて同会計から繰入れるもので、額の確定により、3月議会で増額補正しております。また、その下にございます被用者保険被扶養者の保険料軽減分は、後期高齢者医療制度加入前に、会社の社会保険など健康保険の被扶養者であった場合、均等割額の5割と所得割額の全額が軽減されることから、その保険料軽減分を公費で負担するため、前述の低所得者の保険料軽減分と同様に、一般会計に交付された県支出金に市費分を合わせて同会計から繰入れるものでございます。こちらも、額の確定により、3月議会で減額補正しております。3目保健事業繰入金は、被保険者の健康増進を図るため、健康診査や人間ドック、脳ドック受診の市単独分に係る経費を一般会計から繰り入れるもので、新型コロナウイルス感染症の影響による受診者数の減少に伴い、3月議会で減額補正しております。第4款繰越金でございます。1項、1目繰越金は、令和元年度の決算剰余金で、3月議会で予算化しております。416ページ、417ページをお願いいたします。4項、1目雑入の備考欄の後期高齢者健康診査業務委託金は、生活習慣病予防対策として広域連合

からの受託により実施している被保険者の健康診査の委託金で、新型コロナウイルス感染症の影響による受診者数の減少等に伴い、3月議会で減額補正しております。歳入は、以上でございます。つづきまして、歳出の事項別明細について、御説明いたします。418ページ、419ページをお願いいたします。第1款総務費の1項、1目一般管理費は、後期高齢者医療に係る事務経費で経常的なものでございます。執行率は、98.5パーセントでございます。第2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。備考欄1つ目の後期高齢者医療保険料納付金は、収納済みの保険料を広域連合へ納付するもので、保険料収納見込額の増額等により3月議会及び3月31日専決処分増額補正しております。また、備考欄の一番下の後期高齢者医療保険基盤安定納付金は、低所得者等の保険料軽減に係る公費負担分の広域連合への納付金で、一般会計に交付された県支出金に市費分を合わせて納付するものでございます。額の確定により3月議会で増額補正しております。第3款保健事業費でございます。420ページ、421ページをお願いいたします。1項、1目健康診査費は、広域連合から受託して行う後期高齢者医療被保険者の健康診査を行うための費用でございます。12節委託料は、被保険者の健康診査の基本項目について、市医師会及び県総合健診協会に委託するものでございます。2目疾病予防費は、広域連合が指定する健康診査の基本項目以外について、市単独で助成するものでございます。12節委託料は、市が単独で助成する健康診査の追加項目について、市医師会及び県総合健診協会に委託するものでございます。18節負担金補助及び交付金の補助金は、被保険者の人間ドック449名分、脳ドック受診者45名分への補助で、受診した医療機関に対して定額を助成するものでございます。4款諸支出金の1項、1目保険料還付金は、死亡や転出等に伴う保険料の還付金でございます。歳入、歳出の事項別明細につきましては、以上でございます。494ページをお願いいたします。こちらの上の表が後期高齢者医療の実質収支に関する調書でございます。後期高齢者医療の実質収支は、歳入総額が20億105万2,000円、歳出総額が19億9,772万円で、歳入歳出差引額は、333万2,000円となります。4の(1)から(3)に記載の継続費通次繰越、繰越明許費等の翌年度へ繰り越すべき財源はございません。従いまして、令和2年度決算における実質収支額は、333万2,000円となるものでございます。以上が、令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。よろしく願いいたします。

○下村委員長 ここまでで委員の皆様から質問等がありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 ここで、5分間位休憩いたします。

【休憩】

(午後4時00分再開)

○下村委員長 再開いたします。休憩前に引き続き特別会計の審査に入ります。介護保険特別会計(実質収支に関する調書を含む)について、執行部よりお願いいたします。

○塚本高齢福祉課長 令和2年度介護保険特別会計の決算につきまして、御説明をさせていただきます。決算書の424、425ページをお願いいたします。まず、介護保険、

保険事業勘定の歳入でございます。425ページ下段の一番左、歳入合計収入済額は、116億2,684万5,854円で、前年度比2.0パーセントの増、収入率は99.3パーセントとなっております。2.0パーセント増の主な要因は、65歳以上の方である第1号被保険者の増加に伴う、保険給付費の増による国庫支出金等が増えたことによるものでございます。426,427ページをお願いいたします。次に、歳出でございます。427ページ下段の一番左、歳出合計支出済額は、115億7,900万3,578円で、前年度比2.6パーセント増、執行率は97.2パーセントとなっております。前年比2.6パーセント増の主な要因は、介護保険サービス利用者の増加に伴う保険給付費の増によるものでございます。次のページ、428ページをお願いいたします。歳入歳出差引残額は、4,784万2,276円で、全額を令和3年度に繰り越しております。430,431ページをお願いいたします。令和2年度介護保険、保険事業勘定の歳入歳出決算事項別明細書につきまして、主なものを御説明させていただきます。初めに、歳入でございます。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料の収入済額は、前年度比で1.4パーセント減の25億3,973万368円となっており、低所得者の保険料を軽減したことなどが主な要因でございます。65歳以上の第1号被保険者数は、前年度比で0.6パーセント増の4万675人です。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金につきましては、介護給付費の20パーセントが交付されるもので、1節現年度分介護給付費負担金につきましては、当初予算を下回ることが見込まれたので、3月議会で減額補正をしております。収入済額は、前年度比で3,168万余円の増となりました。2項国庫補助金、1目調整交付金の1節現年度分調整交付金につきましては、国庫負担金の調整分で、介護給付費及び交付率が増加したことにより、前年度比2,747万余円の増となりました。432,433ページをお願いいたします。2目及び3目地域支援事業交付金につきましては、運動機能向上や口腔ケアなどの介護予防事業及び地域包括支援センターの運営、市の任意事業に対する国からの交付金で、ほぼ予算同額の収入済額となっております。434,435ページをお願いいたします。5目、1節保険者機能強化推進交付金につきましては、平成30年度から新設された交付金で、市町村が保険者としての機能、役割を果たしているか、自立支援や重度化防止など介護予防を推進しているかを国が評価した内容に応じて交付されるもので、3月議会で増額補正をしております。7目、1節介護保険保険者努力支援交付金につきましては、令和2年度に新設された交付金で、市町村による予防、健康づくり、高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を、国が定める基準の評価結果に応じて交付されるもので、3月議会で増額補正をしております。4款、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金につきましては、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の介護保険納付金分に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、介護保険給付費の27パーセントが交付され、国庫支出金と同様に、1節現年度分介護給付費交付金につきましては、当初予算を下回ることが見込まれたので、3月議会で減額補正をしております。2節過年度分介護給付費交付金につきましては、令和元年度決算による精算で実績が上回った分を令和2年度で歳入したもので、9月議会で増額補正をいたしております。436,

437ページをお願いいたします。2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分地域支援事業支援交付金につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業費に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、前年比4.0パーセントの増となっております。5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金につきましては、介護給付費の12.5パーセントが県から交付されるもので、収入済額は前年度比1,770万余円の増となりました。2項県補助金、1目地域支援事業交付金及び1枚おめくりいただいて438,439ページの2目地域支援事業交付金の1節現年度分地域支援事業交付金につきましては、ほぼ予算同額の収入済額となっています。6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金の利子分で、3月議会で増額補正しております。7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分介護給付費繰入金につきましては、高額医療合算介護サービス費について、不足が見込まれ12月議会で増額補正を行いましたが、介護給付費の市負担分について、当初予算を下回ることが見込まれましたので、3月議会で減額補正をしております。収入済額は、前年度比4,580万円増となりました。440,441ページをお願いいたします。2目地域支援事業繰入金、1節現年度分地域支援事業繰入金は、前年度とほぼ同額です。3目地域支援事業繰入金、1節現年度分地域支援事業繰入金も、前年度とほぼ同額です。4目低所得者保険料軽減繰入金、1節現年度分低所得者保険料軽減繰入金につきましては、介護保険料第1から第3段階の低所得者に対して介護保険料を軽減するもので、軽減額のうち国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1を負担するものです。3月議会で増額補正しております。442,443ページをお願いいたします。2項基金繰入金、1目、1節介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護給付費の財源が不足した際に、基金を取り崩して充当をするものです。見込では不足が想定されたことから増額補正を行いましたが、保険料等で賄えたことから、取崩しは行いませんでした。8款、1項、1目、1節繰越金につきましては、令和元年度の介護保険料決算剰余金並びに国、県の補助金や支払基金交付金の超過交付分、さらには一般会計からの繰入金の剰余金を、令和2年度に精算するため、9月議会で増額補正したものです。9款諸収入、2項雑入、1目、1節第三者納付金につきましては、444,445ページをお願いいたします。1節第三者納付金は、交通事故等により介護保険を利用した方の費用について、加害者から納付されたもので、3月議会で減額補正しております。2目、1節返納金につきましては、介護報酬の過払い金の返還金でございます。3月議会で増額補正しております。歳入の主なものにつきましては、以上でございます。つづきまして、歳出につきまして、御説明させていただきます。446,447ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、職員の人件費、一般事務経費、介護保険事務処理システムの保守管理や電算業務委託料等の経費が主なものでございます。3項、1目介護認定審査会費、1節報酬は、介護認定審査会に係る委員36人に対する報酬が主なもので、令和2年度につきましては、181回の審査会を開催いたしました。448,449ページをお願いいたします。2目認定調査等費、1節報酬につきましては、介護認定調査等にかかる非常勤職員6人

分の人件費でございます。11節役務費、手数料につきましては、要支援、要介護認定の判定の資料となります、主治医意見書の作成料5,974件分が主なものでございます。つづきまして、2款保険給付費でございます。介護保険サービス利用者に対する保険給付費用でございます、介護保険特別会計の93.8パーセントを占めております。450,451ページをお願いいたします。1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が利用した居宅介護サービス費用を負担割合に応じてサービス提供事業者に支払ったもので、給付見込みに合わせ、3月議会で増額補正しております。実績は、前年度比で2,109件増の8万6,490件で、1億8,350万余円の増となっております。3目施設介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が施設に入所して利用したサービス費用を負担割合に応じて施設サービス事業者を支払ったもので、前年度比で75件増の1万4,010件で、1億2,206万余円の増となっております。452,453ページをお願いします。7目居宅介護サービス計画給付費につきましては、要介護認定者が介護保険サービスを利用する際のケアプランの作成費用を作成事業者を支払ったものでございます。9目地域密着型介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が利用したグループホームや認知症対応型デイサービスなどの地域密着型サービス費用を負担割合に応じてサービス提供事業者を支払ったものです。454,455ページをお願いいたします。2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費につきましては、要支援1と2の方が利用した介護予防サービス費用を負担割合に応じてサービス提供事業者を支払ったものです。456,457ページをお願いいたします。5目介護予防サービス計画給付費につきましては、要支援1と2の方が介護予防サービスを利用する際のケアプラン作成費用を、作成事業者である地域包括支援センターに支払ったものでございます。458,459ページをお願いいたします。4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費につきましては、介護保険サービス利用者の負担したサービス費用が、一定額を超えた場合、その超えた額について償還払いをしたものでございます。460,461ページをお願いいたします。6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費につきましては、要介護認定者のうち、非課税世帯等の低所得者である施設利用者に対し、居住費及び食費の自己負担分を軽減した費用でございます。462,463ページをお願いします。3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、18節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、要支援の方又は総合事業対象者が利用した訪問型及び通所型サービス利用に係る費用を負担割合に応じてサービス提供事業者を支払ったものでございます。464,465ページをお願いいたします。2項、1目一般介護予防事業につきましては、体を動かす機能の向上や生きがい対応型デイサービス事業など高齢者の方々が、いつまでも元気で、要介護状態にならないようにするための事業に要した費用です。466,467ページをお願いします。3項包括的支援事業・任意事業費です。1目総合相談事業費から、3目包括的ケアマネジメント支援事業までは、高齢者が介護保険サービスばかりでなく様々な支援へとつなげられるように総合相談や支援を行うとともに、高齢者虐待対応を

始めとして、様々な職種による継続的支援体制の構築を、地域包括支援センターや在宅介護支援センターへ委託して行う業務となります。4目任意事業費につきましては、高齢者とその家族の支援のための事業を保険者が独自で実施しているもので、高齢者等配食サービス事業、認知症サポーター養成事業や見守りキーホルダー事業などを行っています。468、469ページをお願いいたします。6目生活支援体制整備事業費につきましては、地域住民を含めた多様な主体が連携し、高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実、強化を図るため、市全域及び中学校区での協議体の運営や生活支援担い手養成講座の開催にかかる事業に要した費用です。470、471ページをお願いいたします。7目認知症総合支援事業費につきましては、認知症初期集中支援チームの専門医への謝礼と、市内2か所で、それぞれ月に1回開催している、認知症カフェ運営に関する委託料となっております。4款、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、令和元年度の介護保険料決算剰余金や第三者行為納付金などを介護準備基金に積立てしたものです。472、473ページをお願いいたします。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金につきましては、令和元年度の国、県及び支払基金への介護給付費負担金等の返還金で、9月議会におきまして、増額補正しております。2項繰出金、1目一般会計繰出金につきましては、先程御説明した償還金と同様に、令和元年度一般会計から繰入れた介護給付費等について、実績額が確定したことから、超過受入れ分について、市の一般会計に返還したものです。続きまして、実質収支に関する調書でございます。494ページをお願いします。下段の介護保険 保険事業勘定の実質収支につきましては、歳入総額が116億2,684万6,000円、歳出総額115億7,900万4,000円で、歳入歳出差引額は、4,784万2,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、4,784万2,000円となります。説明につきましては、以上でございます。よろしく願いたします。

○**下村委員長** ここまでで委員の皆様から質問等がありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** ないようですね。それでは、分科会の審査を終わります。分科会としての賛否を確認します。これまで、この決算について賛成の方は挙手を願います。

(賛成7名)

○**下村委員長** ありがとうございます。全員賛成ということでしたので、反対はおりませんでした。それでは、予算決算委員会文教厚生分科会を終了といたします。お疲れさまでした。